

於テハ其他猶時種ノ犯罪ニ关スル刑事裁判权及ヒ軍事ニ子孫ア
ル民事裁判权モ亦軍裁判权ノ管轄ニ移サル包围地境内ニ裁判所
ナク且ツ其ノ管轄裁判所ト、通路断絶シタル時ニハ民事刑事、
区别ナク凡テ、裁判权カ軍裁判权ニ移到モ、トセラル

(B) 以上、如キ权限、移転、外ニ戒严、地域内ニ於テハ尚臣民ノ自
由ニ対シ軍司令官ノ权力ニヨリテ特ニ其重ナル制限ヲ加フル事ヲ
得シム集会ヲ制限シ新聞紙、發行ヲ停止シ軍需ニ供スヘキ民有
品ヲ調査シ其輸出ヲ禁止シ郵便電信ヲ開封シ水陸々々交通ヲ制
限シ遮断スル等要スルニ軍需ノ目的ニ必要ナル範囲ニ於テ普通、
法律ノ效力ヲ停止シ法律ニヨラスシテ臣民ノ自由ヲ制限スルコト
ヲ許サル、ナリ、

(A) 戒严ノ宣告ハ戦争又ハ戦争ニ準スヘキ内乱ノ際ニノミ元レヲナ
シ得ヘシ、而シテ此ノ場合ノ議会ノ議決ニヨラスシテ勅令ニヨリ
又ハ軍司令官ノ命令ニヨリテ之レヲナスコトヲウヘキモノナリ。

(B) 等此ノ外平時ニ於テモ多聚、暴動起リ一般ノ秩序甚シク乱レ普
通、警察力ヲ以テハ秩序ハ回復スル能ハサル場合ニ於テハ一定ノ
地域内ニ戒严令ノ一部又ハ全部ヲ施行スルノ必要ヲ生スルコトナ
シト謂フヘカラス、但シ此ノ場合ハ戒严令ノ規定セル場合以外ニ
於テ一般法律ノ效力ヲ停止スルモノナルヲ以テ必ラス法律又ハ法
律ニ代ル勅令ヲ以テスルヲ要スルハ勿論ナリ、

第三款 衛生警察

第一 傳染病予防

これら、赤痢、腸窒疾、痘瘡、發診窒疾、猩紅熱、しふてリ
及ヒ黒死病、所謂八種傳染病付キテハ傳染病予防法(明治三。
年法律第三大号)ノ規定アリ、届出ノ義務、清潔方法及消毒方法施
行ノ義務、強制隔離交通遮断死体処分ノ制限、病毒ニ汚染シタル物

件ノ処分等ヲ規定ス、之等ハ凡テ患者アリタル家又ハ之ト直接子係アルモノニ対スル制限ナレトモ此ノ外ニ獨一般公衆ニ対シテモ法律ハ傳染病予防上必要ナル場合ニ於テ清潔方法、施行其他種々ノ制限ヲ命シラルヘク又傳染病流行ノ場合ニ於テ汽車及ヒ船舶、検疫ヲナシウヘキコトヲ定メタリ。

海港検査疫法（明治三二年法律第一九号）ハ別ニ海外諸港及ヒ台灣ヨリ来ル船舶ニ対シテ平時ニ於テモ常傳染病予防ノ為ニ検疫ヲ施行スル事ヲ定ム、検疫ハ内務大臣、指定スル特足、海港ニ於テノミ之ヲナスモノニシテ其入港前ニ於テ検疫ヲウケ許可得テ然ル后ニアラサレハ入港又ハ陸上若シクハ他、船舶ト交通スルコトヲ許サズ、

種痘ニ付キテハ明治一八年、種痘規則ニヨリテ如メテ一般ニ之レヲ強制シ明治四二年改正ノ現行種痘法（明治四十二年法律第三五号）ニ於テモ同シク強制主義ヲトル、

癩病ニ于シテハ癩予防法（明治四年法律第一一号）ノ規定即り、肺結核ニ于シテハ内務省令（明治三七年第一号）ヲ以テ肺結核予防ニ于スル必要ナル制限ヲ設ク、花柳病ニ付キテハ娼妓取締法規則及ヒ行政執行法第三条ニ於テ健康診断ノ制度ヲ定ム、

第二、飲食物、取締

販売ノ用ニ供スル飲食物及飲食器及ヒ取締ニ于シテハ飲食物其ノ他、物品取締ニ于スル法律（明治三三年法律第一五号）アリ、此ノ法律ニ基キ各種ノ飲食物及飲食器ニ于シテ命令ヲ以テ管轄制限ヲ定ムルコトヲ許ス、牛乳營業、冰雪營業、清涼飲料水營業、有害性着色料人工甘味質飲食物防腐剤、めちろあるニ一及飲食物用器具等ニ付キテハ各内務省令ヲ以テ其ノ取締規則ヲ定ム、官庁ハ之等ノ物品ニ付キテ之ヲ検査シ試験ノ爲ノ必要ナル分量ヲ無償ニテ取締シ衛生上危険ナル物品ハ其ノ製造販売使用等ヲ禁止シ所持者ヲシテ排棄セシム若クハ自ラ之ヲ廢棄シ必要ノ場合ニ於テ其ノ營業ヲ禁止

シ又ハ停止スル等、叔ヲ認メル。

大八二

獸肉ニ于シテハ別ニ屠場法（明治三九年法律第三二号）、規定アリ、屠場トハ食用、目的ヲ以テ牛羊豚及馬ヲ屠殺スルノ場所ヲ云フ。屠場ハ警察監督、下ニ取締官モニニシテ其ノ設立構造等ニツイキテ制限アル、ミナラ又其ノ肉ハ屠畜検査員、検査ヲウクルニトヲ要ス。屠場外ニ於テハ特定、場合、外之等、獸畜ヲ屠殺解体スルコトヲ許サヌ。

第三 未成年者、喫煙禁止

（明治三三年法律第三三号）

第四 市街地、清潔

市街地ノ清潔ヲ保持スル為ニハ汚物掃除法（明治三三年法律第三一号）及其ノ施行規則、規定ヨリ之等ノ法令、範囲内ニ於テ又ハ地方官ハ清潔保持、方法施設ニ于シテ必要ナル規定ヲ設ケルノ权限ヲ設ケラル。

第五 墓地及ヒ埋葬

墓地及埋火葬取締規則（明治一七年大政宣布達第二五号）アリ、墓地及火葬場ハ管轄官庁、許サレタル区域ニ限テル警察監督、下ニ服又死体ハ別段、規定アルモノ、外死后二十四時間ヲ経過シ且ツ市町村長、許認旨アルニアラサレハ埋火葬スルコトヲ得ス。

第六 醫療業者

醫師ハ醫師法（明治三九年法律第四七号）ノ規定ニヨリ一定、学校ヲ卒業シ又ハ醫師試験ニ合格シタルモノニシテ内務大臣ノ認許ヲ得タルモニニアラサレハ開業スルコトヲ得ス。醫師ノ業務ニ于シテモ種々ノ特別ノ制限アリ、其ノ業ニ于シテ犯罪又ハ不正行為アル時ハ業務ヲ停止セラレ又ハ之ヲ取消サル、コトアリ。

歯科醫師ニツキテモ歯科醫師法（明治三九年法律第四八号）アリ、略同様ノ制限ヲ定ム。

按據鐵劔術ニツキテハ内務省令以テ其ノ取締規則ヲ設ケ（明治四

大八三

四年省令第四〇号及第一一〇号)何レモ試験生徒等又其ノ子孫ニテ課業ノミ及第者ニテ免許ヲ
シ開業ヲニ合格シ又ハ一定ノ學校若シクハ講習所ヲ卒業シテ免許ヲ
ウケタルモノニ限リ其ノ開業ヲ許ス但シ從来ノ開業者及盲人ニツ
キナハ特別、例外アリ、

産婆モ亦産婆規則(明治三二年勅令第三四五号)ニヨリ産婆試験ヲ
ウケ又ハ一定ノ學歴アリモノニシテ産婆名簿ニ登録ヲウケタルモノ
ニキナアラサレハ之ヲナスヲ得ス、何レモ其ノ業務ニ于ニテ特別、
制限ヲ設ク

以上ノ外警察犯処罰令、催眠術ニツキテ懲りニ之レヲ行フコトヲ
禁止シ又病者ニ対シ禁厭、祈禱等ヲナシ袖符又ハ神水等ヲ与ヘテ
以テ医療ヲ妨ガルモノニ対スル罰則ヲ定ム。

第七、薬品營業及ヒ薬品

薬品營業及薬品取締規則(明治二二年法律第一〇号)ハ薬品營業
者ニツキテハ薬剤師、薬種商、製薬者、三種ヲ令キ各之カ取締規則

ヲ設ケ又ハ薬品取扱ニツキテノ制限ヲ定ム、薬剤師ニツキテハ特ニ
薬剤師試験ノ制アリ(明治二二年内務省令第三号)薬剤師ニアラサ
レハ薬局ヲ設クリコトヲ得入、唯医師ハ自ラ治療スル患者ノ处方箋
ニ於テ自宅ニ於テ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲウレトモ此ノ例
外ノ外ハ薬剤師ニアラスシテ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲ禁セ
テル、薬品ニ付キテハ特に毒薬、劇薬ニツキテノ严重十一制限アリ
就中阿片ニツキテハ阿片法(明治三〇年法律第二七条号)ニヨリ其
ノ製造ノ私人ニ許可スルモ其ノ製造ニタル阿片ハ凡テ相当ノ賠償ヲ
以テ之レア政府ニ納附セシメ政府ハ医薬用品ニ限リテ自ラ之ヲ販
リ下ケルモノトナセリ、医薬以外ノ用ニ供スル目的ヲ以テ販売スル
毒物劇物ニツキテハ別ニ内務省令(明治四五五年第五号)ヲ以テ毒物
劇物營業取締規則ヲ定メラル、

完薬ノ一般、薬品トハ区別シテ壳藥規則(明治一〇年大政官布告第
七号)以テ別ニ其ノ取締規則ヲ設ケラル、壳藥トハ医師、处方箋ニ

ヨラスシテ已ニ調合シタル薬剤ニ效能用法ヲ付シテ販売スルモノヲ
謂フナリ、

第四款 風俗警察

風俗ノ廓清ハ主トシテ教育各人、自制及社会的制裁ノカラ侯ツヘ
ノ警察ハ唯惡風俗ノ公然ニ行ハレ其他公共、秩序ニ害アル場合ニ於
テ始メテ之レニ干渉スルノミ、風俗警察ニ干スル規定ハ主トシテ地
方警察令、定ムル所ニシテ法律勅令ニヨリテ統一的ニ規定セラル、
モノ少ナシ、其、重ナル事項ヲ舉クレハ左ノ如シ、

第一、公娼及私娼

A) 公娼ニ干スル取締ハ内務省令(明治三十三年第四四号)ヲ以テ定メラ
ル、其、下ニ於テ尚地方警察令ヲ一定ナリ、公娼ハ警察ノ許可
ヲウケタルモノナレトモ警察ノ之ヲ許可スル事ハ敢テ公娼ヲ目的ト
スル契約、法律上有効ナル事ヲ認ムルモノニアラス、警察ハ唯國家

、权力ヲ以テ之ヲ禁止セサル事ヲ承認スルニ止マル、契約上、法
律上、效力ハ警察ハ干渉スル所ニアラス、專ニ民法ノ規定ニヨルヘ
シテ民法ハ善良、風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル契約、無效ト
心事ヲ定ム、故ニ近時、判決例ハ公娼ニ干スル契約、全ク無効ナリ
コドロ認ム、所謂自由戀愛ハ此、理由ニ出ツ、公娼並ヒニ喰座敷営業
ニ干スル警察上、取締ハ一面ニハ風俗警察、為ニニスルト共ニ一面
二人又衛生警察、為ニニスルト、殊ニ花柳病、予防ハ其、重ナル
目的、ハナリ、

B) 私娼ハ全ク之ヲ禁止セラル、警察犯处罚令ハ密売淫ヨナシ又
ハ其、媒介又ハ容止ヲナシタルモノハ三〇日未満、拘留ニ処スヘキ
事ヲ定ム、

第二、劇場、寄席、見世物場、湯屋、遊技場、料理屋、飲食店、 待合茶屋、藝妓等

之上等ニ干スル取締ハ亦衛生警察、火災警察、為ニスル等ノ外ニ

又一面ニハ風俗ヲ目的トスルモノニシテ風俗ヲ害スヘキ演説、騒行
ヲ禁止シ料理屋刹ノ他、營業時間ヲ制限シ男女ノ混浴ヲ禁止スル等
皆此ノ目的ノ爲ニス、何レモ皆地方警察令ヲ以テ定メラル。唯混浴
ノ禁止ニ付キテ人内務省令、規定アリ。

第三、広告物

広告物ニ于ニテハ広告物取締法（明治四四年法律第七〇号）ニヨ
リテ広告物看板其ノ他之レニ類似スル物件ニシテ風俗ヲ扇乱スルノ
恐アリト認ムルモノハ其ノ除却ヲ命シ其他必要、処分ヲナシウヘキ
事ヲ定ム。全法ニハ此他猶他ノ目的、爲ニスル広告物ニ于スル種々
ノ制限ヲ定ム。

第四、射撃倅行為

射撃倅心微發、弊ヲ防ケカ爲シ明治四二年内務省令第二号ノ規定ア
リ、懸賞又ハ富藏類似其他射撃方法ヲ用ヒシテヲ提供シズハ投票ヲ
募集スルノ行為ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スル恐アリト認ムルモノノ

ハ地方長官ニ於テ之レヲ禁止シ又ハ制限スルノノ权ヲ有シ其ノ禁止
又ハ制限アリタル場合ニ之レニ違反ニタルモノハ一定ノ罰ニ処セラ
ルヘキ事ヲ定メタリ。

第五款 交通警察

第一道路警察

道路ノ公物トシテハ警察权、不ニ支配セラル。ニアラス、公物ヲ
公物トシテ維持管理スルノ公物权、作用ニシテ后ニ公物法、章ニ於
テ述フヘキ所ニ属ス、公物、維持管理ハ警察ノ目的、範囲外ニアル
モノナリ。然レトモ公物ノ或物ノ公衆、使用ニ供セラル、而シテ公
衆ノ之ヲ使用スル場合ニ於テハ公衆ヲシテ安全平穏ニ使用セシム
コトヲ得セシムルコトハ直接ニ公共ノ秩序ニ于ニ從フテ又其ノ公共
ノ秩序ニ障礙ヲ与フルノ恐アル限度ニ於テハ警察ハ之ニ干涉スヘキ
当然ノ任務ヲ有スルモノナリ。所謂道路警察は亦道路其ノ物ノ維持

管理ヲ目的トスルモノニアリテ公教、カ道路ヲ使用スルノ事與、
于ニテ公共、秩序、維持スル事ヲ目的トスルモノナリ。此ノ故ニ道
路警察权ハ道路、管理权トハ其ノ性質ヲ異ニス。道路、管理、道路
、所持权又ハ其他、物权ニモツク作用ニシテ道路警察ハ國家、一
般統治权、作用ナリ。其ノ結果トシテ道路、管理权ハ私道ニアリテ
ハ専ラ其ノ所有者ニ属シ国家ニ属セスト虽モ道路警察权ハ公道私道
トノ別ナフ苟モ公衆、通行スル事実アル凡テ、道路ニ及フヘキモノ
ナリ。

道路警察ニ于スル規定、主トシテ地方警察令ノ定ムル所ニシテ、
東京府ニテハ明治三三年警視大令第二五号道路取締規則ノ規定アリ
+

道路警察ノ主タル目的トスル所ハ交通、安全ヲ保持スルニアリ此
ノ目的、烏メニ

(A) 第一二ハ交通安全妨クル恐アリ、行爲ハ或ハ之ヲ禁止シ或

ハ警察許可ヲウケル事ハ必要ナラヌシ、場合ニアリテ、危險予防、
装置ヲナス事ヲ命ス。警察犯处罚令ハ交通、妨クヘキ種々、行為ニ
ツイテハ罰則ヲ定メ、又道路規則ハ種々、行為ニツキテ警察許可ヲ必
要トナセラ

(B) 又第二ニハ通行其レ自身ニツキテ、秩序ヲ定メ之ヲ制限シ場合
ニアリテハ一時全ク之ヲ禁止スルコトアリ

道路、通行禁止ハ通常、特制札、榜示ニヨリテ行ハル或ハ全ク通
行ヲ禁止スルコトアリ、又ハ片側通行止ニスルコトアリ、或ハ車馬又
ハ特種、車、通行ヲ止ムルコトアリ、或ハ繩張リトナシ或ハ警
察官立塞、其他即時強制、適宜、手段ニヨウテ通行ヲ禁止スルコ
トアリ、要スルニ其ノ如何ナル方法ヲ以テスルヲ間ハス禁止、意思
ヲ表示スルニ足ルヘキ相当ノ手段ヲ以テ通行ヲ禁止スル場合ニ於テト
ハ各人、其ノ禁止ニ服従スル、義務アルモノニシテ立レニ対スル違
反ハ警察犯处罚令ニアル处罚、原因ナリナリ。

道路警察、以上、外ニ尚道路、清潔ヲ保持シ並ヒニ道路ニ於テ、
善良、風俗又ハ其他公、安寧ヲ害スヘキ行爲ヲ十サレタムサル
事ヲ目的トス、道路取締規則ハ此、目的、爲ニスル種々ノ制限ヲ
定メタリ、然レトモ之等ハ严格ニ謂ヘ、交通警察ヨリモ舉口衛生風
俗保安等、警察ニ屬スルモノニシテ唯其、道路ニ行ヘル、モ、ナリ
コトニ於テ道路警察トモ子群スル、ミ

第二、車馬警察

陸上、交通機于ニ対スレ警察上、取締ハ

(A) 一部分ハ鐵道院、权限ニ屬シ

(B) 一部分ハ、一級警察官、权限ニ屬ス

前者ハ鐵道及輕便鐵道ニシテ其、營業ニ于スル特別ノ制限ハ鐵道
營業法ヲ初、之ニ附屬スル數多ノ命令ヲ以テ定メラレ后者ハ電氣鐵
道其、他軌道条例ニヨリテ設布スル鐵道馬車、乗合馬車、自働車、
自転車、人力車、荷車等一般ノ交通器于ニシテ地方警察令ヲ以テ各

其ノ取締規則定メラル。

第三、水路及船舶警察

公海、國权、及ニ区域ニアラサルヲ以テ國ヨリ一國ノ警察权、支
配スル所ニ屬セ、警察权、及ニ所ハ自國、船舶ニ対スル外ハ唯領
海及國內水路ニ止マレ、自國、船舶ハ其、公海又ハ外國領海ニアル
ト内國ノ領水ニアルトヲ問ハス自國、國权、下ニ服シ一方ニハ又自
國ノ領海及國內水路ニ於テハ外國、船舶毛等ニク帝國ノ國权ノ下ニ
服人船舶ニ付キ、船舶法、船舶検査法、船員法、船舶職員法、海
上衝突予防法等種々ノ法令、規定アリ、

船舶法ニヨリテハ船舶、国籍ヲ定ム國旗掲揚ノ权ハ專ラ日本船舶
ニノミ屬ス、船舶、国籍ヲ定ムルノ標準ハ船舶法第一条ノ定ムル所ニ
シテ主トシテ船舶所有者、如何ヲ以テス、日本船舶ニアラスシテ國
籍ヲ歎ノ目的ヲ以テ日本國旗ヲカヘケタルモノハ其ノ船長ヲ处罚シ
船舶ヲ没収ス、船舶検査法ニヨリテハ船舶、検査規定ヲ設ケ特別、

例外、外へ日本船舶ハ凡テ官庁、検査ヲウケル事ヲ必要ナラシム。日本船舶ハ又船舶職員法ニヨリテ一定、職員ヲ乗組マシムルコトヲ要シ其ノ職員ハ寧朱試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス。凡テ之レ等ニ于スル取締ハ凡テ遞信省、所管ニ属ス。海上衝突防予法ハ既航海、安全ヲ保持スル力爲ニ、船燈霧中信号、霧中速力航路信号及難船信號等ニツキテ必要ナリ規定ヲ設ク。

以上、外猶地方警察令ニヨリテ水路並びニ船舶ニツイテ、警察制限ヲ定メタルモノ多シ、東京府ニ於テ水上取締規則汽船取締營業取締規則、乗合船營業取締規則、渡船營業取締規則等ノ規定アリ。

第六款 産業警察

産業、保護獎勵ニ于スル行政法規ハ大部分、法政其他、区域ニ属シ警察、範囲ニ属也。水利組合法、耕地整理法、柯河川法、鉱業法、漁業法、森林法、特許法、貨幣法、類ハ何レモ其ノ大部分ハ法

政法又ハ其他、章ニ於テ述フヘキ所ニ属ス。産業ニ于スル警察法規、宣ナルモノヲ挙ケレハ左、如シ。

第一 農業

害虫駆除予防法（明治二九年法律第一七号）ハ農作物ヲ害スヘキ各種、害虫、駆除予防ニ于ニ地方長官、权限ヲ定ム。田畠作人ハ地方長官、命ニヨリテ之レヲ行フヘキ義務ヲ負フ。害虫漫延シタル時又ハ漫延、徵アルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ駆除予防ヲ行フ事ヲ得。

肥料取締法（明治三二年法律第九七号）ハ肥料、製造販売ニツクニ于地方長官、許可ヲウケル事ヲ必要トシ。地方長官ハ官吏ヲ派シテ肥料ノ検査ヲナシウヘキコトヲ定ム。

蚕桑業法（明治四四年法律第四七号）ハ蚕種、製造ニ于シ種々ノ制限規定ヲ設ク。

第二 牧畜

牧畜ニ子スル行政法規ハ家畜、改良ヲ目的トスルモノト家畜ノ衛生ヲ目的トスルモノト、二種アリ。

(A) 家畜、改良ヲ目的トスル警察法規、重ナルモノハ種牡馬検査法(明治三二年法律第一二号)、種牡牛検査法(明治四〇年法律第四二号)、馬匹去勢法(明治三四年法律第三二号)、馬匹輸出港禁止法(明治三年勅令第二九四号)等ナリ。

種牡馬及種牡牛検査法、検査ヲウケテ合格シタル 牛馬ニアラサレハ種附ケニ使用スルコトヲ得ス。 検査ニ合格シタル種牡馬馬ニハ其ノ合格ヲ公ニスル 証明シ其ノ證明ノ效力ハ満一年トナスヘキコトヲ定ム。 馬匹去勢法ハ凡テ牡馬ハ種牡馬タ外ニルモノ、外凡テ去勢スヘキコトヲ定ム。 馬匹輸出禁止法ハ大藏大臣カ馬匹、輸出ヲ禁止スル命令ヘ咎スルノ权ヲミトム。

(B) 家畜、衛生ニ子スル警察法規、主ナルモノハ獸疫予防法(明治二九年法律第六〇号)、畜牛結核予防法(明治三四年法律第三五号)。

獸医免許規則(明治二三年法律第七六号)等ナリ。

獸疫予防法ハ牛馬羊豚犬、獸疫ニカヘリタル場合ニ於テ之レヲ撲殺スヘキコトヲ規定シ、撲殺シタル家畜ニ対シテハ其ノ損害、一部分ヲ賠償ス。 畜牛結核予防法ハ結核病ニカヘリ又ハ其ノ疑アル畜牛ニ付キチ略同様ニ規定ヲ設ク。 獸医免許規則ハ獸医ニツイテモ医師ト同シク免許ヲ要スルモノトナセリ。

第三、狩猟

狩猟ニツイテハ狩猟法(明治三四年法律第三三号)ノ規定アリ。 狩猟法ニ狩猟トイフハ銃器網等、法定、獵具ヲ以テ野生ノ鳥獸ヲ捕獲スルヲ謂フ。 此ノ以外、器具ヲ以テスルモノハ或ハ全ク禁止セラルモノアリ。 即キ爆發物、劇薬、毒薬、据銃又ハ危險ナル昆蟲又ハ鳴虫ヲ以テ捕獲スルヲ絶対ニ禁止セラル。 其他、銃器ヲ以テスルモノハ地方長官ニ於テ取締規則ヲ設ケルモノ、外自由ナリ、銃器其ノ他法定ノ獵具ヲ以テ狩猟スルモノハ地方長官、免許ヲエタルモノ

三限ル、狩獵、免許、一定、区域内、於テ排他的、权利ヲ設定スルモノニアラス、单纯ナル警察許可ニ止マル、唯從未、地方、慣例ニヨリ一定、区域内、於テ共同狩獵ヲナスモノ、農商務大臣、免許ヲ經テ共同狩獵地ヲ設置スルコトヲ得、共同狩獵地ニ於テハ第三者、狩獵ヲ禁止シ免許ヲウケタルモノ、ミカ専ラ狩獵ヲナス、权利ヲ有スルモノナルヲ以テ其、免許、警察許可ニハアラスシテ权利ヲ設定スル行爲ナリ、

第四、營業警察

營業ト、自己ノ名ニ於テ常業トシテ行フ所ノ法律上禁止セラレサル營利行爲ニシテ一般、需要ニ志スルヘキモノヲ謂フ

(1) 营業ハ營利行爲ナリ、營利行爲トハ收入ヲウルノ目的ヲ以テ行フ有償償行爲ヲナフ、

(2) 营業ハ常業トシテ行フ、行爲ナリ、常業トハ必ラスシモ間断ナク、時続シテ行フ、謂ニアラス、幾回モ繰返シテ全種、行爲ヲ連続シテ

ナスヘキヲ謂フ、

(3) 营業ハ自己ノ名ニ於テ行フ、行爲ナリ、會社ノ雇人、商業使用人、如キ会社又ハ主人ノ名ヲ以テ商業ヲナスハ營業ニアラス、

(4) 营業ハ又法律上禁止セラレサル行爲ナルヲ要ス、法律上禁止セラル行爲トハ行爲其ノモノカ何人ニ對シテモ絶対ニ禁止セラル、モノヲ謂フ、行爲其ノモノカ禁止セラル、ニアラスシテ特定人ニ對シ又ハ特定、場所ニ於テナスコトヲ禁止セラルモノハ營業タル事ヲ妨ケス、

少最後ニ營業ハ一般、需要ニ應スル營利行爲ナラサルヘカラス、特定一人又ハ固体ニ對シテ、ミ勞務ヲ給シ之ヨリ收入ヲウルカ如キハ營業ニアラス、故ニ例之住宅、雇人、學校、教員、如キハ營業ヲナスモノニアラス、般公眾、需要ニ志スルモノニアラサルヲ以テナリ以上各種、条件ニ該当スルモノハ应義ニ於テノ、營業ナリ、此一意味ニ於テ營業ハ商工業ヲミナス凡テノ原始産業、例之農業、

漁業 鉱業、如半及専門、技術學識ヲ要スル精神的勞務ヲ給附入ル

、業務例文並護士 医師、類ヲモ包含ス。然レトモ此等ノモノ人通常之ヲ當業ト称スルコトナク通業常營業^{謂フハ}此二種ヲ除外スルモノニシテ即當業及専門、技術學識ヲ要スル勞務^{謂フハ}勞務ノ給附^{ノ外}不^外含スルモノナリ。

近世、國家ハ當業、自由ヲ以テ原則トス何人ト虽モ如何ナル當業タルトヲ問ハス又如何ナル區域ニ於テモ之レヲナスラウルヲ原則トス、然レトモ當業、自由^本ハ國家又ハ英ノ他ノモノハ企業獨占权ニヨリナ特許权其ハ、專用权ニヨリ及警察上ノ目的ニヨリ法律上權々ノ制限ヲ受ク。當業、自由ニ對スル警察上ノ制限、金体ヲ林シテ當業警察^(Generalpolizei)ト謂フ。當業警察^{或曰}國ニ於テハ未タ概括的規定ヲ有ズ。當業ニ于スル警察上ノ制限ニシテ全國ニ通スル法律命令ニヨリテ規定セラルモノハ銀行業、保險業、電氣事業、移民取扱業、吉物商及質屋、佃々、當業ニ于スル規定アルノ之

其、他一種々、當業ニツイテハ湯屋、人力車、案内業、料理屋、旅人宿、劇場等多數、當業ニツキテ地方官ナノ命令ニヨリテ警察上、制限ヲ定メラルモノ、外一般ニ自由ナリ、是等ノ各種々、當業ニツキテハ他ノ警察ニ于連シテ已ニハ言セルモアリ、其他ノ當業ニツキテハ一々之ハ述ヘス、各種ノ法令ニツイテ見ルヘシ。

第五、労働者、保護

社會政策ニ于シテハ未タ殆ニト全ノ何等ノ施設ヲ存セス。工場法[?]ハ工場警察ニ于シテ労働者保護ノ為ニスル種々ノ規定ハ設ケタリト虽モ工場法ハ未タ実施ニ至ラサルノミナラス其ノ実施ノ時期又未タ定メラレ、唐ニ労働者、保護ニツイテノ施設ヲ有セサルノミナラス労働者、同盟罷業ニ于シテハ治安警察法第一七条ニ於テ特ニコレヲ禁止シ同盟罷業、為ナニ他人ヲ誘惑シ煽動スルノ行爲ノ一定、处罚ヲ科セラレタリ、蓋シ我現在ノ經濟上ニ於テ其ノ主眼トス心所ハ產業、保護捷屬ニアリテ労働者ノ保護ニアラストナスニヨル

第二章 公企業法(又ハ營造物法)

第一節 公企業、性質 (travaux publics, Öffentlicher Unternehmungen, public enterprise)

國家へ其、一狀統治权ニモトツキ臣民ニ付シ命令ニ強制スル、又自ラ諸種ノ公益事業ヲ營經シテ以テ文化ヲ裨補シ社会、福利ニ寄与ス、國家ノ外ニ市町村其他ノ公法人モ有ス、如キ公益事業ヲ經營スルモノ甚タ多シ。國家又ハ公法人ノ經營スル事業ニシテ其、事業ノ性質上命令及強制ヲ必然ノ要素トナサルモノア公企業トハ謂フナリ。

國家又ハ公法人ノ經營スル公企業カ其、種類ニ於テ又其、數ニ於テ旧時代トハ比較スヘカラサル程ニ甚タシク増進セルコトハ近代ノ國家ノ著シキ特色ノ一つナリ、斯クノ如キ公企業ノ増進ハ歐州ニ於テモ主トシテ第十九世紀ノ下半期以后ニ發達セル所ニシテ國家ノ任務ニ于スル思想ノ変遷ニ其、主原因、有スルモノナリ。旧時代ノ自由放任主義、思想ニ反シ近代ノ国家思想へ外交軍備及財政ニヨリテ國家自身、存立ヲ維持シ警察及司法ニヨリテ公共ノ秩序ヲ維持スルノミナ以テハ決シテ國家ノ任務ヲ完フルモノトナサス、是等ノ外ニ猶社会、福利ヲ助長シ臣民ノ幸福ヲ増進スルコトハ其ノ重要な任務ノ一トナス所ニシテ個人ノ自由經營ニ放任スルヲ適當ト又セガルモノニアリテハ國家カ自ラ之ヲ經營シ國家自身、必要ヲ充スト共ニ又一般人民、需要ニ志ス國家ノ外公法人ノ經營スル事業モ亦頗ル多ク就中市ノ經營ニ属スルモノ、近時益々増進スルノ傾向アリ國有鐵道市營電車、鐵道官營、郵便電信局舎、市營、水道、煙草壇

、専売、官立又ハ公立、各種、学校病院、如キハ是等多クノ公企業
中、顯著ナニニ二、事例ナリ。

公企業ハ命令強制、权力ヲ其ノ必要、要素トナサル、国家又ハ公
法人、事業ナリ。是レハラスニモ公企業、爲メニハ全ク命令及強制
权力ヲ用フル事ナシト云ニアラス。公企業、目的トノ爲メニモ
必要ニ応ニテ斯クノ如キ权力ヲ用フル事ハ少ナルニサル所ニシテ殊
ニ其ノ企業ニ以テ國家又ハ公法人、独占权ニ属セシメ一般人民、之
ト全ヘ、事業ヲナスコトヲ禁止シ其ノ企業、利益、爲メニ公用徵收
ヲ行フカ如キハ公企業ニノ強制权、行ハル、顯著ナルハ例ナ
リ。然レトモ权力ハ使用ハ公企業ニアリテハ唯附隨ノ手段ニ止マリ
其ノ本体ヲナスモノニアラス。企業、經營其レ自身ハ精神的又ハ物
質的、財貨ヲ生産ニスル作用ニシテ权力ヲ行使スル、作用ニアラス
命令強制、权力ハ唯其ノ生産、效果ヲ完フルカ爲ハ手段タルコト
ニスキサルユトニ於テ公企業、財政警察司法等、作用ト其ノ性質ヲ
異ニスルナリ。

公企業、觀念ハ其ノ企業經營、動機カ收入ヲウルニアルト公共、
利益、爲メニスルトナ間ハス煙草專賣、鹽專賣ノ如キハ國家ノ收入ヲ
増加スル事ヲ其ノ動機トナシ官立学校、如キハ專ニ公共、利益、爲
メニスルコトヲ其ノ動機トナス而シテ官營、鐵道郵便電信、如キハ
公共、利益ヲ計ルコトヲ主タル動機トシ傳テ國家ノ收入、財源タルモ
ナリ。其ノ動機ハ何ニアルカハ企業、法律上ノ性質ニ何等、影響ヲ
響ク及ホスコトナク等シク公企業ナリ。

公企業、觀念ハ又必ニスミモ永続シテ發達セラル、モノタルコト
ヲ要セス、或ハ特定ノ結果ヲ得ルコトニヨリテ終了スル一時的事業
ト虽モ等シク公企業タルコトヲ妨ケス、例之築港工事治水工事ノ如
シ。

要之財政警察、司法、軍政權、如半一方的ニ統治、权力ヲ行フ
作用、外向于國家又ハ公法人力特定ノ目的、爲メニ或事業ヲ經營

スル場合、如何ナル種類、事業タルトヲ問ハス等シテ之ヲ公企業ト古フヲ得

凡テ企業ヘ二種、要素ヨリナリ。

(A) 一ツハ其ノ企業、爲ニ備ハル有形及無形、一切ノ手段ナリ、其実行ノ任ニアタルノ器子（指揮者、事務員、從業員等）事務所器械器具基本財産運転資金等凡テ之レナリ。

(B) ハツハ之等ノ設備ヲ以テ其ノ事業ヲ遂行スル行為、連絡ナリ。此ニ要素ハ相俟チテ企業ノ目的ヲ達スルモノニシテ企業ノ觀念ハ其ノ全体ヲ圓トシテ思考スルモノニ外ナラス、然レトモ此ニ要素ハ觀念上分离シテ思考セラル、ラウヘク時トシテハ單ニ其ノ設備又ハ行為ノ何レカ一方ニミテ企業ト称スルコトナキニマラス。

(A') 一ハ企業、靜態ニシテ

(B') 二ハ企業、動態ナリ。

例之鉄道ナル語ヘ時トシテハ鉄道、設備ヲ意味シ、時トシテハ鉄道

事業ヲ意味スルカ如ニ。

以上述フルカ如キ意義ニ於テノ公企業ノ具、直接ニ公衆、利益ニ供セラル、モノナルト否トヲ問ハス單ニ國家自身、需要ヲ克ヌ力爲ニスルモノ、例之鉄砲軍器其他軍用品、製造印刷局造幣局等、事業、如キ木等シク此ノ意義ニ於テノ公企業ナリ、然レトモ直接ニ公衆、利用ノ爲ニスルモノニアラサルモノ、國民ニ対シテ直接、法律上^臣子係ヲ生スルコトナク法律上ニ之ヲ論スルノ必需要ナシ、法律上ニ於テ重要ノ地位ヲ占ムルモノハ主トシテ直接ニ公衆、利用ノ爲ニスル公企業ナリ、此一種ノ公企業、爲ニ備ハレル設備ヲ称シテ通常當造物ト古フ、

營造物 (Offentliche Anstalt, public institute)

語ヘ我ガ法律上必ラスシモ一定ノ意義ヲ有スルモノニアラス、普通ニ解セラル、所ニヨリハ營造物トハ國家又ハ公法人ニ継続シテ公共、利用ニ供スル人の及物的ノ設備ヲ古フモ、如シト虽モ時トシ

テ人之等、設備ニヨリテ經營セラル、事業ヲモ意味スルノ義ニ用ヒ
ラル、即大体ニ於テ公企業ト謂フト其、謂ヒフ同シクニ唯其ノ專ニ
公共ノ利用ニ供セラル、繼續的ノモノミヲ林スルノ点ニ於テハ公
企業ノ觀念ヨリモ其ノ意義狹ク及通常ハ企業ノ靜態、即ナ其ノ設備
ヲ意味スルモニニシテ其ノ事業ヲ意味セサルノ差アルノミ、然レト
モ營造物ノ語ハ時トシテ人又道路要塞ノ如キ公物ヲ意味スルカ爲メ
ニモ用ヒラル、事アリ、其ノ文字上ノ意義ヨリ謂ハ、營造物ノ語ハ
寧ロ斯クノ如キ有形ノ物件ヲ指示スルノ義ニ用フルヲ適當トナスハ
シ要スルニ營造物ナル語ハ其ノ意義不定ニシテ誤解ヲ生シ易キヲ以
テ予ハ寧ロ此ノ語ヲ用フルヲサケ本章ニ於テハ專ニ公企業ノ語ヲ用
ヒント欲ス

第二節 公共企業特權

公企業ノ經營ハ其自身ニ於テハ毫毛匡民ノ義務ヲ負ハシメ其ノ自
由及財產ヲ侵害スルモノニアラス、從テ國家カ公企業ヲ開始シ立ト
經營スルコトハ財政上ニ於テ予算ノ制限ヲウケルノ外ハ國家ノ自由
ニ屬シ別段ノ法律ノ規定アルユトヲ要セス、恰ムモ各個人ノ營業、
自由ヲ有スルカ如クニ國家モ亦公企業ノ自由ヲ有ス、公法人ノ公企
業ニ付キテモ亦之レト全ニク特ニ法令ノ制限アルモノ、外其ノ存
立ノ目的ノ範圍内ニシテ且ウ其ノ財政ノ許ス限度ニ於テハ隨意ニ如
何ナル企業ヲ開始ニ經營スルニトヲ得ヘシ、凡テ之レ等ノ企業ノ
企業ニ付キテハ其ノ目的ヲ達スルカ爲メニ特ニ其ノ企業ノ主体
ノナリ、

然レトモ多クノ企業ニ付キテハ私營業者ト同様ノ地位ニ於テ
之ヲ遂行スルニ於テハ其ノ目的ヲ達スルコト難キモノアリ、此ノ種
ノ公企業ニ付キテハ其ノ目的ヲ達スルカ爲メニ特ニ其ノ企業ノ主体

トシテノ国家又ハ公法人ニ特別ノ権利ヲ設定シ臣民ニ特別ノ義務ヲ負ハシムルモノ少カニテス、公企業ノ利益ノ為ノニ其ノ企業ノ主体トシテノ国家又ハ公法人ノ有スル権利ヲ公企業特权ト謂フ。

公企業特权ヲ定ムルハ法律ヲ以テスルニト要シ、既ニ述ヘタル如キク命令ヲ以テ臣民ノ自由及財産ヲ侵害スルノ規定ヲ設クルユトヲ得ル人特別、例外事項ノ外人唯警察权、範囲ニノミ限テレ而シテ公企業ノ利益ノ為ノニ臣民ノ自由ヲ制限スル事ハ警察权、範囲ニ属スルモノニアラサルヲ以テ其ノ必テス法律ヲ要スルコトハ当然ナリ。

公企業特权、範囲ハ各種、企業ニツイテ法律一定ムル所ニヨルヘキモノニシテ一概ニ之レヲ述フルコトヲ得ス、虽モ其ノ尤モ普通ヲ認メラル、モノハ三種ヲ擧ケルコトヲ得、企業独占权、公用徵收权及公企業員組請求权是れナリ。

(1) 企業独占权 (*Monopolrecht*)

企業独占权トハ國家ヲ特定、企業ヲ自己ニ獨占シ其ノ特許ヲウケタルモノ、外何人モ之ト同様ノ事業ヲナスコトヲ許サ、ルノ权利ヲ謂フ。企業ノ独占ノ営業、自由ニ対スル一大例外ヲナスモノニシテ凡テ、営業ノ原則トシテ各人ノ自由ニ屬スト虽モ此一種類ノ企業ハ特ニ之ヲ國家ノ独占トナシ国家ヨリ特ニ其ノ权利ヲ付与セラレタルモノ、外人何人モ之ト全一ノ事業ヲナスコトヲ許サ、ルナリ。

企業独占权ハ唯法律ニヨリテノミ設定セラル、事ヲ得

- (A) 其ノ尤モ通常ナル場合、企業其ノ物ノ性質カ自由競争ヲ許サス必然ニ特定ノ企業者、独占ニ歸スヘク、又ハ少クトモ其ノ独占ニ帰セシヨリコトカ社会経済上必要ナルヘキモノナリ、之ヲ称シテ公益上ノ独占企業ト謂フコトヲ得其ノ尤モ重ナルモノハ交通行政及貨幣行政、區域ニアリ
- (B) 或ハ反之企業其ノ物ノ性質カ独占ヲ必要トスルニアラヌシテ固

家、財政上、利益、爲ナニ特ニ之レ、国家、獨占トナスモノリ、之レヲ称シテ財政上、獨占企業ト古フコトヲ得、普通ニ專虎ト古ヘハ此、後、種類ヲ謂フ。

企業独占权ヨリ生スル效果、第一ニ國家、特許ヲウフルモノ、外何人モ之レト全種、事業ヲナスコトヲ得サルニアリ、特定、企業ヲ以テ國家、獨占トナス、獨占スレハ國家、爲メニ、一種、絶対权ヲ設定スルモノニシテ國家、其、事業ニ于シテ專占的排他的、权利ヲ得、一般人民人特ニ其、許諾ヲ得ル、外之ヲナスコトヲ得、カレニ制限ヲ受クルナリ、此、制限ハ其外形ニ於テ、營業、警譽上、制限ト類似ス、ト虽王共、性質ニ於テ、明白ニ之レヲ區別スルコトヲ要ス。

- (A) 警譽制限、直接ニ社会公共、利益、爲スルモノニシテ特定、企業、利益、爲スルモノニアラス、
- (B) 企業、獨占ニ基、制限、直接ニ、唯其、企業、目的、爲ニス

ルモノニシテ社会公共、利益、唯間接、目的タルニスキヌ、此、區别人必テスニモ法律、明文ニヨリテハ明示セラル、エトナフ單ニ法律、方面ヨリ謂ハ、強ニト之ヲ區別シ難キモノアクト虽王其、制限、皆后ニ有スル獨占权、有無ニヨリテ容易ニ之レヲ區別スルコトヲ得ヘシ、例之郵便法第二条ニハ、何人ト虽モ信脣、送達ト營業トナスコトヲ得ス、規定シ其、文面ニ於テ、毫モ警譽禁止ト異ナルコトナシト虽モ禁止ハ專ラ信脣、送達ヲ以テ國家、獨占トナスカ爲メニ外ナラサル、ニ於テ警譽禁止ト區別セラル、警譽禁止ハ、或ハ命令ヲ以テモ定ムルヲウヘント虽モ獨占权人法律ニアラセヘ之ヲ定ムルヲ得サル、差異アリ。

企業独占权ノ第二、效果ハ、國家力其、权利ノ一部ヲ他ノ者ニ付与シ又ハ、他ノ者カ其、企業ヲ実施スルコトヲ許諾スルコトニアリ、凡テ、权利ハ其、权利カ全時ニ義務タル場合、外、权利者カ自ラ之レヲ处分シウヘキヲ原則トス、國家、权利ニツキテモ本全

様ニシテ從テ國家ハ自己ハ任意工其ハ獨占企業权ヲ处分スルコト
ヲ得ヘシ权利、处分ニハ種々ノ方法アリ权利、讓渡モ亦其ハ处分
ノ一方法アレトニ国家カ某、獨占企業权ノ全部ヲ他人ニ讓渡スル
如キハ唯弱小國力強國ニ圧迫セテレテ鉱山、採掘权、鐵道敷設
权ヲ他国ニ讓渡スルカ如キ場合ニ於テ之レアルニ止マリ、普通、
事情、下ニ於テハ殆ニト其ノ例ヲ見ス、獨占企業权ノ处分、實際
ニ行ハル、ハ唯权利一部、移転及独占权企業、実施許諾ノ二場合アルミ

(A) 权利ノ一部、移転ハ獨占权、一部カ他ノ者、屬メニ設定セラル
ヲ謂フ、其ノ設定セラレタル範囲ニ於テハ其ノ者ハ凡テ、第三
者ニ对抗シ得ヘキ絶対权ヲ取得スルナリ

(B) 実施、許諾、絶対权ヲ設定スルニアラヌシテ單ニ他ノ者ニ其ノ
企業、実施、許容スルモノニ外ナラス、何レニ場合ニ於テモ国家
ハ其ノ独占权ニモトツキ其ノ权利一部ヲ他人ニ付与スルモノニ

ニシテ之ヲ称又ト公企業、特許ト謂フ、公企業ノ特許ニツイテ
ハ后節ニ猶別ニ之レ論セン、

公企業独占权、範囲ハ各種ノ企業ニツイテ同一ナラス

(A) 或ハ其ノ企業、全部カ国家ノ独占ニ屬セシメテル、場合アリ、

之レヲ全部独占ト古フ、

(B) 或ハ其ノ一部分、ミヲ独占スルモノニ止マリモナリ、之ヲ一部
部独占ト古フ、例之或貨物、製造ハ之ヲ国家ノ獨占トナスモ其
販売ハ之ヲ各人ノ自由営業トナシ又ノ製造ハ私人ノ自由ニ放
任シ唯製造シタル貨物ハ凡テ之レニ國家ニ収容シ國家カ其ノ販
売ヲ独占スルカ如キハ一部独占ノ例ナリ、

(2) 公用徵收权

公企業、屬メニ土地其他、物件ヲ必要トナシ而カモ自由契約
ニヨリテ之ヲ取得スルコト因難ナル、ニ場合ニ於テハ法律ハ
公企業ノ利益、爲メニ公用徵收权、利权ヲミトムルコト多

二二、公用徵收权ニツイテハ別ニ一章ヲ設ケテ之ヲ詳論スヘキ

ヲ以テ今ハ先ツ之ヲ述ヘス。

(3) 公企業負担 (*Öffentliche Lasten*)

公企業負担トハ公企業、目的ノ爲ノニ公法人ニ対シ又ハ臣民ニ
対シテ附課セラル、義務ヲ謂フ國家又ハ公法人ノ其、企業ヲ經
営スルニハ原則トシテハ自己ノ器子自己、經費其他自己、手段
ニヨリテ之ヲ行フモノニシテ必テラスシモ他、助力ヲ籍セモノ
ニアラスト虽モ時トシテハ莫ニ報償トニテ特別、助力不要、求
セヌトカ五企業、性質狀上他、助力ヲ求ムニアラサレハ成功
ヲ望ムコト能ハサルモナアリ、然ラサルモ莫ニ企業ノ爲メニ特
別、利益ヲ享受スルモノニ対シテハ莫ニ報償トシテ特別、助力
ヲ要求スルコトカ正当トセシメラルヘキ場合アリ、之等ノ場合
ニ於テ法律ハ或ハ公法人ニ対シ或ハ一般臣民ニ対シ或ハ特別、
利益ヲウクルモノニ対シテ作爲不作爲給付又ハ愛恩、義務ヲ賦

課シ以テ公企業ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘカラシケルナリ。

公企業負担ハ或ハ公法人ニ対シ或ハ一般臣民ニ対シ或ハ公企業
ノ爲メニ特別、利益ヲウクルモノニ対シテ賦課セラル、

甲、公法人ニ対シテ賦課セラル、負担ハ通常之ヲ自治負担

(*Staat verwal tungslasten*)ト謂フ、

曰、一般人民ニ対シテ賦課セラル、モノ之レヲ公衆負担

(*Gemeine Lasten*)ト謂フヲ得ヘシ

丙、特別、利益ヲ享受スル者ニ対シテ賦課セラル、モノ之レヲ
報償的負担 (*Wergeldlasten*)ト謂フコトヲ得、

甲、自治負担

公法人ハ自己ノ任意ニ公企業ヲ經營スト外又ハ公企業ニ于シテ
國家ヨリ種々ノ義務ヲ負シメラル、事アリ之ヲ自治負担ト謂フ
コトアリ、自治負担、内容ハ二様ナリ、

(A) 或ハ公企業、經營其自身カ公法人ノ義務トシテ賦課セラル、

コトアリ、此一場合ニ於テム公法人カ自ラ公企業、主体トシテ特定、企業ヲ經營スルノ義務ヲ負フモノニシテ其ノ企業ノ所謂公法人、必要事務ニ屬ス、河川法ニヨリ河川、修護管理ヲ府縣、負担トナシ汚物掃除法ニヨリ市ニ於ケル汚物掃除等、事業ヲ市、負担トナセルカ如キハ其ノ一例ナリ、其他其例甚多シ。

(B) 或ハ企業其自身、國家、企業トシテ經營セラレ公法人、喰其企業、為メニ設備ヲ供給シ又ハ費用ヲ支弁スル義務ヲ負ハシメテル、コトアリ、此一場合ニ於テハ企業、主体ノ國家ニシテ公法人ハ唯之レニ特別、利害干係ヲ有スルが故ニ以テ特別ノ負担ヲ命セラル、ナリ、害虫駆除豫防法ニヨリ市町村カ駆除予防、費用ヲ負担スルカ如キハ其ノ一例ナリ、

其他自治負担ニ属スルモノハ小学校中學校、設置維持避病院、隔離病者、設置消毒方法、清潔方法、施行、鼠毒、駆除檢疫種痘、癱瘓養所、設置道路、維持修築、下水道、施設感化院、設置等法律

ニヨリ又ハ慣習法ニヨリ府縣市町村又ハ町村組合等、負担ニ属之シメラル、モノハ甚ク多シ、

乙 公衆負担

公衆負担ト人公企業ヨリ特別、利益ヲ享受スルカ為メニアラ人シテ公企業、目的、為ノニ臣民ニ賦課セラル、義務ヲ謂フ、之ニ二毛法律上、性質ニ於テ更ニ二種、區別ヲナスコトヲ要ス、
(A) 人一ハ一般臣民ニ對シ均等ニ賦課セラル、モノニシテ之レヲハ
般負担 (General Taxpayer's Contribution)、Geordene Lasten)ト古フヲ得
(B) 人ハ特別ノ必要ニモトツキ于其ノ必要ヲ満シウヘキ地位ニア
ル特定ノ者ニ對シテ賦課セラル、モノヨレヲ特別負担 (Special
Lasten)ト古フヲ得ヘシ、

第一般負担ト人公企業、目的ヲ達スル為メニ莫、企業主体ノ权力ニ服從スル凡テノ者ニ對シテ一般均等ニ賦課セラル、所ノ義務ナリ、右義ニ於テハ一般負担ハ或ハ納稅義務ヲ包含スル、意ニ用

メニスルモノニシテ單ニ特別ノ企業、爲ニスルニアラス、茲ニ所謂一収員租ハ專ニ特別ノ企業、目的ヲ達スル爲メニ賦課セラル、モニタルコトニ於テ租税ト其ノ性質ヲ異ニス。近代、如キ貨幣經濟、社會ニ於テハ一収臣民ニ對シテ財產上ノ負租ヲ命スルハ、租税ノ形式ヲ以テ金錢給付ノ義務ヲ命スルコトヲ其ノ本則トナス、納稅義務以外ニ於テ一収臣民ニ對シテ負租ヲ命スルハ、租合ニ限ラル、モニニシテ(12)或ハ金錢ノ賦課ヲ以テハ企業ノ目的ヲ達スルコト能ハス必ラス、一収ノ助力ヲ要スル場合ナリカ。然ニテサレハ金錢ヲ以テ徵收スルヨリモ勞力又ハ物品、給付ヲ命スルコトカ義務者ニトリテモ實際上便宜ナルヘキ場合ニ限テ、

(12) 前ノ場合ニ屬スルハ例之因勢調查其他行政上ノ統計ヲ作ルカ爲ハシ一収臣民ニ申告ノ義務ヲ負ハシムルカ如キナリ、此ノ種ニ、屬スル一収員租ハ其ノ内容ニ於テハ全ク警舉事務ニ類似ス。財產

上ノ給付義務ニアラスシテ單純ナル作為不作為又ハ受認ノ義務ナリ、其ノ警舉義務ト異ナル所ヘ唯其ノ目的ニ於テ直接ニハ唯時定ノ公企業、爲ニスルコトニアルノミ

(13) 反之後ノ場合ニ屬スル一収員租ハ其ノ内容ニ於テモ警舉義務トハ異ナリ財產上ノ給附義務ヲ以テ其ノ内容トナスモノニシテ金錢上ノ價格ヲ有スル物品又ハ労力ヲ給付スルノ義務ナリ、其ノ尤モ顯著ナル例ハ府縣又ハ市町村ニ於ケル夫役現品ノ賦課ニ之シテ求ムルコトヲ得夫役又ハ現品ハ府縣又ハ市町村ニ於テ特定ノ企業、爲メニ労力又ハ物品ヲ要スル場合ニ於テ金錢ヲ以テ其ノ費用ヲ徵收スルヨリモ必要ナル労力又ハ物品ヲ徵收スル方カ人民ニトリニモ便宜ナル場合ニ於テ之シテ課スルモノニシテ其ノ法律上ノ性質ニ於テハ一収收入ノ爲メニスルニアラスシテ特定ノ企業、爲メニスルカ故ニ租税ニアラスシテ公企業員租ハ性質ヲ有スト虽モ經濟上ノ性質ニ於テハ租税ト等シク財產上ノ給付義務ニ外ナラス

其ノ労力ヲ課セラル、錫合ト虽モ兵役義務、如キ忠実及從順ノ義務ヲ伴フ公法上ノ服務義務ニアラス、單ニ金錢上ノ價格ニ於テノ勞力ヲ供給スルモノニ外十ラスシテ從テ又之ヲ賦課スルニハ租税ト全シク人民ノ負担力ヲ標準トナスヘク法律ノ租税ト全一ノ率ヲ以テ納稅義務者ニ対シテノミ之ヲ課スヘク且ツ金錢ニ換算シテ之レヲ課ス義務者ハ隨意ニ金錢ヲ以テ之レヲ代納シウヘキモノトセリ、其ノ金錢ヲ以テ代納スル場合ニ於テモ等シク租税ニアラスシテ公企業負担ナリ、是レ唯義務、變形タルニ止ヨリ、其ノ義務ノ性質ヲ喪スルモノニアラサレハナリ。

(B') 時別負担トノ公企業ノ必要ニヨリ其ノ必要ヲ充シウヘキ地位ニアル特定ノ者ニ対シテ特ニ賦課セラル、義務ナリ。

(A) 其ノ一般臣民ニ対シテ均等ニ賦課セラル、モノニアラスシテ各場合ニ於ケル特別ノ事情ニ応シテ、或者ニ対シテノミ特ニ賦課セラル、モノナルコトニ於テ一般負担ト異ナル。

(A) 一般負担又ハ多クノ場合ニ於テノ唯金錢給付ニ代ルヘキモノ、タルニ止マリ實際ノ便宜、爲メニ金錢給付ニ代フルニ勞力又ハ物品ノ給付ヲ以テスルニスキサルモノナルニ反シ特別負担ノ賦課ハ金錢給付ヲ以テハ此ノ目的ヲ達スルコトヲ得ス其ノ負担ヲ命スルコトカ公企業、爲ニ欠クヘカラサル必要ナル場合ニ限ラル。

特別負担、尤モ顯著ナル場合ノ臨時急迫ノ必要アルトキニシテ之レヲ应急負担ノトキニシテ謂フコトヲ得、火災水害等ニ於ケル助力ノ義務、如キ其ノ一例ナリ、府縣市町村ニ於ケル夫役ノ賦課ニツイテノ法律ノ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ノ普通ノ例ト人異ナリ租税ノ率ニ準スルコトヲ要セス、又非常災害ノ爲メ必要ノ時又金錢ヲ以テ代納スルヲ得サルコトヲ定メ市町村制ニハ又非常災害、爲メ必要アル時ハ他人ノ土地ヲ使用シ木石其他物品ヲ使用又ハ収用シ市町村内ノ居住者ヲシテ防禦本ニ從事セシムルコトヲ得ヘキヲ定メタリ、之等ノ場合ニ於ケル夫役ノ賦課ハ一般負担ニ

八アラスシテ应急負担、性質ヲ有スル特別負担ナリ、其他郵便法

七二四

ニヨレハ職務執行中、郵便、遞送人郵便馬車等、道路ニ障礙アリ
テ通行シ難キ場合ニハ宅地田畠等ヲ通行シテ又事故ニ対シテ
ハ最寄ノモノニ助カヨ請求スル権利アルコトヲ定ム害虫驅除予防
法ハ害虫驅除ノ爲メニ田畠、作人及所有者ニ夫役ヲ賦課シ得ヘキ
コトヲ定ム何レモ应急負担、一例ナリ、

特別負担、他、一場合ハ公企業カ其、性質上或ハ特種、營業者
又ハ其他、特別、地位ニアルモノヘ、助カヨ必要トスル場合ニ於
テ行ハル其、最显著ニキ寒例ハ郵便、爲ニスル運送營業者殊ニ鐵
道及船舶營業者、負担ナリ、(鐵道船舶郵便法)
何レ、場合ニ於テモ特別負担ハ一般負担、如ク一般臣民ニ対シ
テ均等ニ賦課セラル、モノニハアラスシテ特別、地位ニアルモノ
ニ対シテ特別、犠牲ヲ負ハシムルモノナレハ其、負担ニ対シテハ
相當ノ賠償ヲ給付セラル、ユトヲ通常トス、其、法律ハ多クノ場

合ニ於テ其、賠償ヲ求ムルノ权利アルコトヲ規定セリ、但シ特別
負担ト異モ場合ニヨリ其、負担ヲ命セラル、モノカ全時ニ之レニ
ヨリテ自己ノ利益ヲ保護セラル、モノナル時ハ之レヲ以テ特別、
犠牲トミトムヘカラサルコトアリ、例之水害防禦ノ爲メニ其、危
害ヲウクヘキ地方ノ者ニ夫役ヲ賦課シ害虫予防ノ爲メニ田畠ノ作
民ニ夫役ヲ課スルカ如キハ其、類ナリ、之等ノ場合ニ於テハ固ヨ
リ賠償請求权ヲ与ヘラル、事ナシ

丙 賠償的負担

報償的負担トハ公企業ノ爲メニ特別、利益ヲ享受スルモノニ対
シテ賦課スル所ノ義務ヲ謂フ其、特色トスル所ハ公衆負担、如ク
一般公衆ニ賦課セラル、モノニアラスシテ特ニ其、企業ノ繼續維
持ニ于シ利害干係ヲ有スルモノニ対シテ賦課セラレ從テ企業ニ对
スル報償、性質ヲ有スルコトニアリ、義務ノ内容ハ或ハ金錢給付
ナルコトアリ、或ハ労力又ハ物品給付義務ナルコトアリ、其、金錢

七二六
錢給付ヲ以テ内容トスル場合ニ於テハ、通常之ヲ分租金(Betriebs-
ト称ス)

(A) 分租金ハ其外形ニ於テ租税ニ類似シ居ルト虽モ、(a) 租税ノ如ク
一般收入ノ爲ニスルニアラスシテ專ラ特定ノ企業ノ費用ニ充ツ
ルカ爲ノニシム又ハ一般臣民ヨリ徵収スルニアラスミテ其ノ企業
ヨリ特別ノ利益ヲタケルモノニ対シテノミ賦課スルモノナルコト
ニ於テ其ノ性質ヲ異ニス、市町村制ニ市町村ノ一部又ハ特定ノ數
人ヲノミ利スル營造物又ハ事件ニ要スル費用ハ其ノ于係者ニ負租
セシムルヲウヘキコトヲ定メタルハ市町村制、内市制一二二、
一二四、町村制一〇二、一〇四) 分租金、一例ナリ。

(B) 分租金ハ其ノ報償ノ性質ヲ有スル事ニ於テハ手数料ニ合シト
虽モ手数料ハ特定ノ個々ノ役務ニ対スル報償タルニ及シ分租金ハ
企業ノ繼續ニ対スル報償タリ、其ノ企業ハ義務者ニ対シテ一概繼
続的利益ヲ有スト認メラルカ故ニ之レニ対スル報償トシテ賦課

セラル、ナリ。

分租金ノ外報償的負租ハ物品勞力又ハ其他ノ財産上ノ給付義務
ヲ内容トナスモノアリ、例之市街鉄道、營業者ハ其ノ鐵道ノ使用
タル道路修築義務ヲ負フカ如シ、其ノ金錢給附以外ノ財產上ノ義
務ヲ内容トスルコトニ於テハ前ニ述ヘタル特別負租ニ同シト虽モ
其ノ報償的性質ヲ有スルモノナルコトニ於テ之ト區別セラレ從テ
又賠償請求权ノ如キハ性質上全ク有スルコトヲ得ス、

以上述フルカ如キ各種ノ負租ニツキテ若シ義務者カ其ノ義務ヲ
履行セサル場合ニ於テハ之ヲ執行スルノ方法十カルヘカラズ

(A) 公法人ノ負租ニツキテハ之ヲ執行スルノ方法ハ公法人ノ監督
ニツキテ述ヘタル種々ノ方法ニヨル事ヲ得ヘシ、
(B) 臣民ノ負租ニ属スルモノニ於テハ其ノ義務ノ内容ハ或ノ金錢
給付ノ義務タルコトアリ、或ノ金錢給付外ノ作為不作為給付又ハ
優恩ノ義務ナルコトアリ、

(a) 金錢給付義務、執行ニツキテ人右ニ財政ノ章ニ於テ財政強

制ニツキテ述フル所ヲ適用スヘク

(b) 其他、義務ニツキテハ前ニ警察処分、執行ニツキテ述ヘクル所ヲ適用セラル、ヲウヘシ、即作爲、義務ニツキテハ代執行ニヨリテ強制セラルヘク他人ノ代ヒヲ得サル作爲、義務又ハ優恩ノ義務ニツキテハ執行罰若クヘ直接強制ニヨリ、外ナシ、之ニ等ノ執行手段、外猶多クノ場合ニ於テハ罰則ノ制裁ヲ付セラル。

第三節 公企業（營造物）/ 利用子保

第一款 利用子保ノ性質

公企業ノ利用子保トハ公ノ企業カ多數ノ個人ノ為ニ利益ヲ保レ役務ヲナスコトヲ目的トナス場合ニ於テモ其ノ利用者タヒ各個人ト公企業ノ主体トノ間ニ生スル法律子保ヲ謂フ、凡テノ公企業自必ラヌシ

エスケ、如クニ多數ノ個人ノ利用ニ供セラルニ人アレス、公企業ノ内容ハ甚々種タニシテ

(a) 或ハ直接ニ公益ヲ増進スル力為メニスルモノアリ

(b) 或ハ國家自身ノ需要ヲ充スカ為ソニスルモノアリ
此ノ種ノ公企業ニアリテノ固ヨリ人民トノ間ニ利用子保ヲ生スル事ナシ、例之國勢調査河川、修築軍器、製造、如シ、人民・ノ間ニ利用子保ヲ生スルハ唯人民ノ為メニ利益ヲ供シ役務ヲナスコトヲ其ノ本末ノ目的トナス公企業ニ限ラル、學校病院水道、郵便鉄道、如キハ其ノ尤モ著シキ例ナリ。

凡テノ公企業ノ警察权課税权刑罰权等、作用トハ異ナリ、命令強制ノ権力ヲ行コトヲ本質トナスモノニマテス、其ノ事業ノ内容ヨリ謂ヘハ貨本物ヲ生産シ運送業ヲ営ミ学生ヲ教育シ病者ヲ治療スル等私人ノ經營シウヘキ事業ト其ノ性質ヲ異ニスルコトナシ、從テ又公企業ノ利用ニ于スル法律子保ニツキテハ合法的、特色ハ警察权課

税权等、作用ノ如クニ顯著ナラス、其ノ性質ニ於テ頗ル私法的子保

ニ近似セルモノナリ

從未普通ニ行ハル、學說ニヨレハ公法于保ト私法于保トハ其ノ間
ニ判然タル區別アリトナシ公法ノ特質ハ專ニ权力服從于保タルコト
ニアリトナシ國家力臣民ニ対シ权力ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ于保ハ
公法于保ナリト虽モ然ラサル場合ニ於テハ國家ト臣民ト、于保モ亦
私人相互ノ于保ト全ニク私法于保ナリト謂ヘリ、若シ斯ク、如キ説
ニヨレハ凡テ、公企業人皆权柄ヲ行使スルノ作用ニアラオルヲ以テ
公企業ノ利用ニ于ニテ國家ト臣民トノ間ニ生スル法律于保ハ皆私法
于保タルヘク從テ例之官立大學ト學生トノ關係、郵便官署ト郵便差
出人又受信人トノ于保ノ如キ皆民法其ノ他私法規定ノ支配スル所タ
ラサルヘカラサルヘニ、然レトモ公法于保ト私法于保トノ間ニ斯ク
ノ如キ判然タル性質ノ區別アリトナスハ旧時ノ專制時代ノ遺想ニシ
テ近代ノ如ク國家力权力ヲ行使スル者外ニニ自ラ諸種ノ社会的經濟

的ノ事業ヲ經營スル時代ニ於テハ权力于保ト謂ア力如キ語ヲ以テハ
決シテ公法止ト私法トノ區別ヲ明カニシウヘキモノニアラス、公法
于保タル事ノ最モ顯著ナルハ謂フ迄モ十ク國家力統治權者トシテ命
令強制ノ权力ヲ行使スルノ場合ニアリト虽モ此ノ尤モ顯著ナル公法
の于保ヨリ純然タル私法的于保ニ至ル迄ノ間ニハ应半範囲ニ於テ
中間区域アリ、此ノ中間区域ニ於テハ公法ト私法トハ互ニ相接近シ
テ其ノ間ノ區別ハ必ラスシモ明瞭ナリト也又、或ノ程度ニ於テ私法
的法理ヲ以テ類推シウヘキト共ニ或種ノ程度ニ於テハ又私法于保ニ
於テハ見ルコトヲ得サル公法的特色ヲ備フルモノ也

公企業ノ利用于保ハ如斯才公法ト私法トノ中間区域ニアルモノナ
リハ警察权又ハ其他ノ純然タル統治于保ノ如キニ明白ナシ公法的
特色ヲ有セサルト共ニ又必ラスシモ私人間ノ于保ト全ノ法規ニ從
フモニアラヌ、其ノ如何ナル程度ニ迄私人間ノ于保ト全ノ法規
ニ支配セラル、カハ各個ノ場合ニツキテ之ヲ定ムルノ外ナシ、多ク

、企業ニツイテト法律ハ特別ノ規定ヲ設ケテ其、一般區民法ノ支配
ノ外ニアルコトヲ明カニセルモノナリ。如斯牛場合ニ於テヘ其、于
係カ私法ニ屬セヌニテ公法的于係ナルコトハ明瞭ナリト虽モ如斯キ
特別ノ規定十キ場合ニツイテハ如何ナル限度ニ於テ公法的于係トミ
トムヘキ力判然タル理論上、標準ヲ定ムルト難シ、概ミテ古フ時ハ
IA、國家カ営利ノ爲メニスルニアラスシテ主トシテ公益ノ爲メニス
レモノニアリテハ其、利用子係ハ公法、範圍ニ屬シ
B、反之主トシテ営利ノ爲メニスル企業、利用子係ハ私法、区域ニ
属スルヲ原則トスモノト謂フヲ得ヘタト故ニ例之学校病院等、利
用ハ公法的于係ニシテ鉄道ノ利用ハ私法的于係ナリ、然レトモ此、
標準モ亦必テスシモ元テ唯毫ノ確定ノ標準トシウヘキモノニアラ
ス、終局ハ唯各個ノ場合ニ付キテ法律ノ規定裁判ノ判決例若クハ行
政上ノ實際ノ取扱ヲ觀察スルニヨリ下ノミ決スルヲウヘシ、猶以下
各款ニ述フル所ニヨリテ某、詳細ヲ知ルヘシ。

第二款 利用子係ノ設定

私営業ニアリテハ其、取引子係ハ當ニ民法上ノ契約ニヨリテ設定
シラル、其他關係、内容モ亦契約ニヨリテ定マルモノニシテ企業者
ノ側ヨリハ其、契約ノ内容ニ從ヒテ役務ヲ提供スルノ義務ヲ負フト
共ニ又反対給付ヲ請求スル一权ヲ得、利用者ノ側ヨリハ又之ニ相
当入ヘキ权利義務ヲ得ルト、公企業ノ利用子係ニ付キテモ亦或ハ
全ク之ト法律上ノ性質ヲ全シクステモナリ、鉄道ノ其、尤モ著シ
キ例也、國家カ鉄道事業、主体トシテ旅客貨物、運送ヲナスノ運送
契約、締結ニ外ナラス、鉄道運送ノ規定ノ其、契約ノ約款ニ外ナラ
スシテ其ノ規定ノ發表ハ即此ノ契約款ヲ以テ運送契約ノ申込ノ募集
ナスノ意見表示ナリ、旅客又ノ貨物輸送ノ依頼者ノ契約ノ申込ノ
募集ナシ國家カ之レヲ承諾スルモノニシテ鉄道ノ運送ノ即此ノ場合
契約ノ履行外ナラサルナリ、市営、電車鉄道ノ如キモ本之上法律

上ノ形式ヲ全シテス、鉄道ノ利用者斯クノ如キ純然タル私法契約子
保トシテ取扱ル、コトニ我國ノミ特有ナルモノニアラスニテ歐州
諸國ノ間清ニ於テモ亦普通ノ事例ナリ、蓋シ鉄道ノ一面ニハ固ヨリ
公益ノ爲ニスル事業ナクド謂ヘトモ其ノ飛達ノ初ニミ於テハ先ツ
私立ノ株式会社ノ事業トシテ發達シ今日ニ於テモ私設会社ノ之ヲ經
営マルモノ多ク從テ國家力之ヲ經營スル場合ニ於テモ猶一概ノ法律
思想ニ於テ營利事業ト看做サルニヨルナリ

然ニト毛凡テノ公企業ニ付キテ其ノ利用于保力斯クノ如キ私人營
業ト全ク法律上ノ形式ヲ全シクスルモノニアラス多數ノ公企業ニア
リテハ其ノ利用于保ノ或ニ程度ニ於テ公法的特色ヲ有スルニ常トナ
ス

公法的特色ノ尤モ顯著ナルモノハ甚ノ利用關係ノ利用者ノ意願ニ
拘ラス強制的ニ設定セラルニ場合ナリ、傳染病患者ヲ避病院ニ入テ
シテ救護者十キ癲患者ヲ癲病養所ニ收容シ不良少年ヲ感化院ニ入テ
ス

シムルカ如キ其ノ利用于保力契約ニヨリテ設定セラル、毛ノニアラ
シサルハ勿論ニシテ之ヲ以テ民法上ノ契約于保ナリトナスカ如キハ
固ヨリ問題外ナリ、之等ヘ何レモ警察上ノ命令又ハ強制ニヨリテ其
ノ利用于保ノ設定セラルモノニシテ其ノ已ニ入院シ又ハ其他ノ
利用于保ノ已ニ關カレタル上ハ其ノ于保ノ最早十警察权ノ作用ニア
ラスト虽モ其ノ利用ヲ強制スル事自身ノ警察权ノ作用ニ外ナラサル
ナリ、

利用于保ノ一方的ニ強制セラル、ニアラスニテ利用者ノ自由意思
ニモトツキナ其ノ子保ニ立入ル場合ニ於テハ公法的特色ハ如斯ク明
瞭。十ラス、官立、學校ニ入学シ官立ノ病院ニ入院シ郵便電信ヲ差
出シ郵便貯金ヲナシ電話ニ加入シ市、水道ヨリ水、給供テウクル力
如キ凡テ之ノ場合ニ於テ其ノ利用ハ一方的ニ強制セラル、ニア
ラスシテ常ニ利用者ノ自由意思ニモトツキ毛ナリ、換言スルハ之
レ等ノ場合ニ於ケル利用于保ノ設定ハ常ニ利用者ノ側ト企業主側ノ

側トノ意思ノ合致ニヨルモニニシテ即契約ニヨリテ其ノ于係ヲ開始セラル、モノト異ナラス。其ノ契約が民法上ノ契約ナリト見ルヘキ力・公法上ノ契約ナリト見ルヘキ力ハ一概ニ之レヲ断言シ難シム也。

(A) 仮設民法上ノ契約ナリトスルモ法律ハ普通、民法上ノ于係ニ於テ見ルコトヲ得サル種々ノ特別規定ヲ設ケテ多クノ点ニ於テ公法的特色ヲ有セシムヲ常トス。

(B) 一方ニ於テハ又仮設之レヲ以テ公法上ノ契約ナリトスルモ全然民法ノ規定ノ適用ヲ除斥スルモニ人アラス。例之官立学校ニ於ケル学校ト学生トノ于係ハ一般ニ公法上ノ利用于係ナウトセラル、所ナリト虽モ例之保証人ノ保証義務ニツキテハ民法上ノ保証ニ于スル規定ニモトツキテ其ノ義務ノ内容ヲ定ムルノ外ナク其ノ于係ノ公法並の于係ナシカ故ヲ以テ全ク民法ノ適用ナレト断定スルヲ得ス。一方ニ於テハ郵便貯金電信等、取扱人多數学者ノ民法上ノ契約于係ナシ。

トナス所ナリト虽モ法律ハ多クノ点ニ付キテ民法ノ規定ト人全ク異ナクタル原則ニ從ハシメ殊ニ郵便料電信料ノ不納ニ対シテハ強制ニテ徵收スルノ权利ヲ認ム強制徵收ハ唯公法上ノ权利ニ付キテノ之行ヒ得ヘキ手段ナルハ謂ノ于係タガル所ナリ、セシム之等ノ凡テノ于係ニ付キテ之レノ公法又ノ私法ノ何レニ属スルトモ断言スル事無ク寧口之等ノ子係ハ公法私法ノ中間区域ニアリ、公法的性質ト私法的性質トヲ併セ備ヘ其ノ或ルモノハ寧口法公ニ傾キ(例之學校学生間ノ于係)其ノ或ルモノハ寧口私法ニ傾ケルモノトノ例之郵便電信)解スルヲ尤モ穩当ナル見解ナルヘシト信ス。

何レニシテモ凡テ之等ノ于係ノ契約于係ナルコトハ蓋シ疑フ容ニサル所ナリ、之レヲ称シテ企業又ノ營造物利用契約ト謂フヲウヘシ契約、締結ハ

例、或ノ出願及許可ノ形式ニヨリテ行ハルコトアリ、學校ノ入學病院ノ入院許可ノ如シ出願人契約、申込ニヨリ許可ノ其ノ承諾ニ該

当ス

七三八

(B) 或ハ事實上ニ或動作ヲナスコトニヨリテ申述又ハ承諾、意思表示アリトミトムヘキコトアリ、郵便物ヲ郵便函ニ投入ニ事實上ニ電信ヨ架設スル力如シ、

契約、締結ノ若ニ別段、規定アリニアリサレハ利用者ノ側ニ於テ企業主体、側ニモ自由ナリヲ原則トスト虽モ場合ニヨリ其ノ締結ハ或ハ利用者ノ側ニ於テ或ハ企業者主体ノ側ニ於テ法律上ノ義務トセラルコトアリ

(A) 利用者ノ側ニ於テ契約締結ノ義務ヲ負フハ唯法律、特別ノ規定アル場合ニ限ラル其ノ場合ハ稀ニニ見ルコトヲ得ヘク其ノ殆ニト唯一ノ例ハ学齢児童ノ保護者力學令児童ヲ尋常小学校ニ就學セシムハキ義務ナリ、之等ノ場合ハ前述ヘタル被舉止ノ利用強制ノ場合トハ異ナリ当事者ハ唯契約ヲナスヘキ義務ヲ負フヘキニ止マリ当事者ノ意思ニ反シテ利用于係力設定セラル、ニハアラス、

(B) 企業主体ノ側ニ於テ契約締結ノ義務ヲ負ハ反之殆ント凡テノ公企業ニ通スヘキ原則ナリ、蓋ニ公企業ノ其ノ性質上一般人民ニ對ニテ約等ニ利益ヲ供与スルコトヲ其ノ任務トスヘキモノニシテ單ニ特殊ノ者ニ對シテノニ莫ハ利益ヲ利セシムヘキモノニアラス、苟モ其企業ノ設備ニ一ミ許ス限りハ一定ノ要件ヲ備フル者ニ對シテノ均等ニ其ノ利用ヲ許スコトカ公企業ノ本來ノ性質ニ適合スヘキモノナリ、サレハ多クノ公企業ニツイテ人法律命令又ハ市町村条例等ノ一例ニテモ均等ニ其ノ役務ヲ供シ之ヲ拒絕スルヲ得タムコトヲ定ムニ対シテモ均等ニ其ノ利用ニツイテノ要件ヲ定メ此ノ要件ヲ備フルモノニシテ何人ニ對シテモ均等ニ其ノ役務ヲ供シ之ヲ拒絶スルヲ得タムコトヲ定ムルモナリ、例之郵便官署ハ一定ノ要件ヲ備ベタル郵便物ニ付キテ全様ノ輸送ヲ拒絶スルコトヲ得ス電信局モ亦電信、取扱ニソキテ全企業ニ于シテ企業管理者ノ自カラ定ムル所謂當造物規則（例之大學規則、病院ノ入院規則）ニ於テ全様ノ趣旨ヲ定ムルモノタリ。

○

七四〇

凡テ之等ノ場合ニ於テハ一定ノ要件ヲ備ヘテ其ノ利用ヲ請求スル
事ニ對シテハ企業主體ハ其ノ役務ヲ提供スヘキ義務ヲ負フモノ
ニシテ之レニ對シテ其ノ役務ヲ拒絶スルハ違法ニ权利ヲ毀損スルモノ
ニ二外ナラス然レトモ之ヲ爲スニ其ノ权利ヲ毀損セラレタルモノハ
當然損害賠償ヲ請求スル又ハ契約履行ノ訴訟ヲ有スルモノト認
ムヘカラズ普通ノ民法上ノ子保ニ於テハ違法ナル权利、毀損ノ常ニ
ニ賠償請求权、原因トナルト虽モ公企業ノ利用ニシテハ此ノ点ニ
於テハ普通ノ民法于便ト今一視スル事ヲ得ス、或種ノ公企業ニツイ
テハ法律ハ自カラ損害賠償ヲナスヘキ場合ヲ限定シ莫ニ以外ニ於テ
ハ全ク賠償義務ヲ生セサルコトニ定ムルモノアリ殊ニ莫ニ利用子保
ノ性質カ民法的性質ニ傾ケルモノニツイテ如斯ノ特別規定アルヲ通
常トス、例之郵便電信ノ取扱ニツキテノ如シ、之等ノ場合ニ於テハ
其ノ特別規定ウル場合、外ハ違法ナル役務ノ拒絶ノ損害賠償ノ原因
トナルモノニアラサルコトハ明瞭ナリ、利用子保ノ性質カ公法的性
トナルモノニアラサルコトハ明瞭ナリ、利用子保ノ性質カ公法的性

質ニ傾ケルモノニアリテハ如斯ノ別段ノ規定ナキモノ多シト雖モ公
法上ノ義務違反ノ特別ノ規定アル場合、外ハ民事上ノ賠償責任、原
因トナルモノニアラサルヲ以テ此ノ場合ニ於テ王賠償請求权ヲ生ス
ルモニアラス、例之官立学校ニ於テ違法ノ入学ヲ拒絶セラルコ
トアルモ損害賠償ノ原因トナルコトナシサレト清令ニヨリ又ハ當造
物規定ニヨリ何人ニ對シテモ均ヘニ役務ヲ提供スヘキコトヲ定メタ
ル場合ニ於テモ其ノ實際上ノ效果、唯企業管理官ノ職務上ノ義務ヲ
生スルニ止マリ之レニ對スル違反ハ官吏ノ職務上ノ責任ヲ生スル虽
モ其ノ役務ヲ拒絶セラレタルモノハ特別ノ規定アル場合ノ外ハ之レ
ニ対スル教訓手段ヲ有スル事ナシ、

第三款 利用者ノ权利

公企業ノ利用ヲ警察权ニヨリテ強制セラレ、場合ト契約ニヨリテ
開始セラル、場合ヲ間ハス利用子保ニシテ開カレタル時ノ利用者ノ

其企業、提供スル利益ヲ享受スルノ权利ヲ取得スルモノナリ之ヲ称シテ企業利用权又ハ營造物利用权ト謂フラウヘシ、

利用权、内容ハ公企業、種類ニヨリテ異ナリ、

(A) 或種、企業ニヨリテハ其ノ提供スヘキ役務ノ内容ハ法規ニヨリ規定シテレ企業管理者ハ其ノ法規ノ定ムル所ニ従ヒ必ラス其ノ役務ヲ提供スヘキ義務ヲ負フモノアリ、例之郵便電信ニツキテハ郵便法郵便規則電信規則等ノ規定アルカ如キシ、此ノ場合ニ於テハ利用者ハ其ノ法規規、定ムル所ニ従ヒテ其ノ役務ノ利益ヲウクヘキ权利ヲ有スルモノナリ、

(B) 或ハ反之其役務ノ内容ニツキテハ別段ノ法規規、規定ナク其ノ内容ハ企業管理者、自テ定ムル當造物規則ニヨリテ定メラルモノアリ例之大学ノ学科課程授業時間修業年限、如キ専ラ大学ノ自テ定ムル規則ニヨクテ定メラル、カ如シ、此ノ場合ニ於テハ利用者ハ唯企業者、自テ定ムル所ニ従ヒテ其ノ供与スル利益ヲウクルノ权利ヲ有スルモノナリ、

有スルニ止マシ。何レ、場合ニ於テモ當造物利用契約ハ單ニ利用子係テ開始スルノ效果ヲ有スルニ止マリ利用子係ノ内容カ契約ニヨリテ定ムルニアラス此ノ點ニ於テ當造物利用契約ノ普遍ノ民法上ノ契約于係ト異ナル普通ノ民法上ノ契約ニアクテハ其法律于係ノ内容近モ契約ニヨリテ定メラル、モノニテ役務ノ提供ハ唯其ノ契約ノ戸行ニ外十ラス其ノ契約ニヨリテ定メラレタル所ハ更ニ当事者双方、合意アルニアラサレハ変更スルヲ得サレモノナリ、當造物ノ利用契約ハ反之唯利用者カ利用子係ニ立入ルコトヲ約スルニ止マリテ其ノ如何ナル役務ヲ供スルカハ或ハ法規ニヨリ或ハ當造物規則ニ定マリ契約ニヨリテ定ムルニアラス其ノ利用子係、繼續中ニ於テ企業主体ノ一方の意思ニヨリテ或ハ法規ニヨリ变更シ或ハ當造物規則ヲ改正スルコトアルヲ以テ之レニ以テ契約違反ト謂フ事ヲ得ス利用者ハ之レヲ以テ既得权ノ侵害トニテ主張スルヲ得サルモノトナリ、ナリ、

公企業、利用者か其、利用ニ際シテ企業主体、側ヨリニ於ケル不
法行為ニモトツキ損害ヲウケタル場合ニ於ケル損害賠償請求权ヲ有
スルナ否ナハ企業、性質ニヨリテヘテラス、

(1) 其、利用于保力純然タル民法上、于保トシテ取扱ヘル、モノニ
アリテハ其賠償義務モ亦民法、規定ニヨリテ判断セラルヘキハ當
然ナリ、從テ例之国有鉄道ニ於テ從業員、責ニ帰スヘキ事由ニヨリ
旅客又ハ貨物ニ損害ヲ加ヘタル時ニ、其、契約、約款即キ鐵道運輸
規定ニ於テ賠償、責ナキコトヲ規定セル場合、外从國家ハ其、企業
主体トシテ被害者ニ対シ損害賠償、責ヲ負ヘサルヘカラス(民七
一四)

(2) 利用于保力多少公法的特色ヲ有スルモノト墨ニ其、企業力大
体ニ於テ私經濟的性質ヲ有シ、從テ其、法律于保ニ付キテモ大体ニ於
テ民法的性質ニ傾ケルモノニアリテハ其、賠償義務ニ于シテモ公法
ト私法トノ中間ニアリテ民法、規定ニヨル 賠償義務ヲ負フモノニア

テサルト強ニ又純然タル公法于保ニ於ケル如ク全ク賠償義務ヲ負
ハサルモノニモアラス、法律ハ之等一場合ニツイテ公特別、賠償義
務ヲ負ヘサ定ム、例之郵便法ニハ各駅郵便物價格表記郵便物、七失、
ノ場合等ニツイテ一定ノ損害賠償ヲ支払フヘキコトヲ定メタルカ如
シ普通、民法上、賠償義務ハ常ニ實際ニ損害アリタルコトヲ要件ト
スルニ反シ之等一場合ニ於テ、實際ニ果シテ如何ナル損害アリタル
カハ全ク之レヲ問ハス、唯法律、定ムル特定ノ場合ニ於テ利用者ハ企
業主体ニ対シテ法律、定ムル所、賠償金額ヲ請求スル、权利ヲ有ス
ルナリ

(3) 公企業、性質力私經濟的性質、^ヲ有セ入、從其、利用于保乙林大
体ニ於テ公法關係ト之トムヘキ^{結合}ニアリテハ其、損害力企業客于
ノ正當ナル職務行為トミトムヘカラサル故意又ハ過失ニモツキタ
ル場合ニ於テ其、行為者、個人トシテ、賠償責任ヲ生スルノ外企業
主体タル國家又ハ公法人ハ全ク損害賠償義務ヲ負ハサルヲ原則トス

民法第七一四条、規定ハ此一場合ニ於テハ金ク其ノ適用ナレ故ニ例之官立病院ニ於テ患者ノ治療ヲ誤リタル爲其、死亡ヲ未シタル場合ニハ若シ其ノ死亡カ其ノ治療ノ任ニアタレル医師ノ職務上当然守ルコトヲ要スル注意ヲ怠リタルカ爲メニ生シタル場合ニ於テハ其ノ医師カ他人トシテ賠償責任ヲ負ムサルヘカラスト且ニ国家ハ之ヲ責任ヲ負担スルコトナシ、其ノ損害カ公企業利用、結果トシテ企業ノ管理ノ下ニ置カレタル物品ニツイテノ生シタル場合ニ於テモ亦全玉様ナリ、例之官立学校ノ学生カ校内ニ於テ外賣下駄ヲ損害紛失スルコトアルモ寄託契約、違反トシテ國家ニ対シテ賠償ヲ請求シウヘキモノニアラス、唯其ノ損害カ官吏ノ正当ナル職務行為トミトクヘカラサル故意又ハ過失ニモトツキタル場合ニ於テモハ其ノ官吏工対シ賠償ヲ請求シウルニミ

第四款 利用者ニ対スル企業主体ノ权

公企業利用于係ノ開始ニヨリテ利用者ハ前款ニ述フルカ如意義ニ於テノ利用权ヲ取得スルト共ニ企業主体ノ側ニ於テハ其ノ企業ノ目的ヲ達スル必要ナル限度ニ於テ利用者ニ対シ作爲不作爲給付又ハ受取ノ要求スルノ权利ヲ取得ス、換言スレハ企業利権用者ハ其ノ利用于係ニ立入ルコトニヨリテ企業主体ノ特別ノ权力ノ下ニ服スルモノニシテ利用者ト企業主体トノ間ニハ所謂特別ノ权力于係力成立スルナリ、此ノ特別ノ权力ヲ称シテ企業者权又ハ營造物件权(Created & Sewell)ト謂フコトナ得ヘン、例之学校ニ入学スルモノノ在学中ハ一定範囲ニ於テ学校ノ命令ニ從フノ義務ヲ負ヒ居住移転ノ自由討論ノ自由服装ノ自由身体ノ自由等ニツイテノ制限ヲ受ク其ノ義務ニ違反スルモノニ対シテト学校ハ懲戒ノ权力ヲ有ス企業ノ管理ノ妨ケルコトヲ得ス、例之郵便物トシテ郵便函ニ投入シタゞ上ハ仮設誤リテ投入

ニタルモノト異モ当然郵便規則ニヨリテ郵送セラレ其ノ所有权ヲ主張シテ郵送ヲ拒ムコトヲ得ス、入院者ノ衣服ノ所有者ノ意思如何ニ拘ラス病院ノ处置スル所ニ從カハサルヘカラサルカ如シ、

如斯特別ノ权力于保ヲ或ノ特別ノ法律ニ其ノ根柢ヲ有スルコトアリト虽モ法律ノ規定ハ必テスシモ常ニ必要ナラズ

(A) 企業ノ利用子保ノ利用者ノ自由意思ニモトツキテ發生スル場合ニ於テノ利用者ハ其ノ自由意思ニヨリテ自ラスノノ如キ权力于保ヲ二股從スルコトヲ受諾スルモノニニテ敢テ法律ノ根柢アルコトヲ要セス、利用子保ノ開始ニヨリテ当然斯ノノ如キ特別ノ权力ヲ生セズルナリ、

(B) 企業ノ利用カ個人ノ自由意思ニモトツクコトナク一方的ニ強制セラル、場合ニ於テハ反之必テス法律ノ根柢アルコトヲ要スト虽モ此ノ場合ニ於テモ法律ハ必スニモ其ノ权力ノ内容ヲ規定スルコトヲ要セス、單ニ利用ヲ強制スルノ規定アル時ハ其ノ利用子保ニ伴ヒテ

其ノ目的ヲ達シウルニ必要ナル限度ニ於テ特別ノ权力于保ヲ生スル事ハ法律ノ当然予想スル所トミトムヘキモノナリ

特別ノ法律ノ規定アル場合、外此ノ权力于保ノ範囲ハ其ノ企業ノ目的ニヨリテ定マル、例之学校ノ教育ノ目的ヲ達スルノ限度ニ於テ病院ノ治療消毒等ノ目的ニ必要ナル限度ニ於テ特別ノ权力ヲ有スルニ止マル、其ノ内容ヨリ謂フニ

(1) 或ハ特定ノ作為ヲ命シ

(2) 又ハ之ヲ禁止スルモノナルコトアリ

(3) 或ハ懲戒处分シテ其ノ利用子保ヨリ生スル利益ヲ剝奪シ苦痛

(4) 或ハ企業ノ管理ノ下ニ置カレタル物品ノ所有权ヲ制限スルモノナルコトアリ

(5) 或ハ又金銭上ノ反対給付即后述スヘキ手数料ノ納附ヲ命スルモノナルコトアリ

斯ノ、如キ各種ノ板力作用ハ或ハ個々ノ場合ニツイテ、处置トシ

テ行ハル、コトアリ或ハ一般抽象的法則トニテ定ムラル、コトアリ

後ノ場合ニ於テ其ノ法則ハ通常營造規則ト謂フ、營造物規則ハ法

規ノ性質ヲ有スルモノニアラズ單ニ營造物ノ内部ニミ效カヲ有ス

ルモノニシテ所謂行政規則、一種ナリ

營造物規則ハ一方ニハ營造物所屬吏員ニ對スル職務上ノ命令タル

性質ヲ有シ一方ニハ其ノ利用者ニ對スル規定タルノ性質ヲ有ス

即チ利用者ヲ拘束スルノ外所屬吏員ヲモ拘束スルノ效力ヲ有スルモノニシテ所屬吏員カ之ニ違反スルハ職務上、義務違反タリ、然レト

是營造物規則ハ法規、性質ヲ有スルモノニアラサルヲ以テ其ノ規則

、特定者タル企業管理者カ自ラ個々ノ場合ニ於テ其ノ規定ト異ナ

ル特別ノ处置ヲナス違法行為ナリト謂フヲ得ス、營造規則カ所屬

吏員ヲ拘束エト謂フハ唯管理权者、下ニ於テ其ノ事業ニ從事スルモノ

ヲ拘束スルニ止マル、管理权者自身、行為ニツイテハ一概的、當

トシ

○ 造物規則ト個々ノ場合ニ於ケル处置ト于係ノ法規ト処分ト、于係ト
ハ異ナリ必テスニモ絶対、拘束力ヲ有スルモノニアラズ、処分ノ常
ニ法規ニ遠反スルヲ得スト雖ニ營造物規則コツイテハ特別、必要ニ
ヨリ臨機其ノ規則ニ反スル特別、行為アルコトヲ妨ケサル事ハ獨官
吏于係ニ於ケル一般的訓令ト個々ノ場合ニ於ケル訓令ト、于係ノコ
トシ

○ 公企業、利用子係ヨリ生スル特別ノ板力ノヘ、重要ナル作用ハ利
用者ニ対シ其ノ提供スル役務ニ對スル金錢上、反対給付ヲ請求スル
ノ板力ニアリ、此ノ反対給付ヲモ限ラセバ、至シテ不肖國家を統
治权ト主体トシテ行ク所ノ手數料、觀念ハ敢テ公企業
ノ利用ニ対スル反対給付ニミ限ラル、モノニアラズ、國家の統治
权、主体トシテ行ク所ノ公权力、作用ニツイテモ殊々之レニ要スル
費用ヲ補ハシムル力為ノニ之レニ対スル手數料ヲ徵收スルコトアリ
例令ハ裁判所、手數料租税漏納者ニ付不督促手數料国家ノ行ク

公ノ試験ニ対スル受験料ノ類ノ如シ、或ハ又公物ノ使用ニ対スル反対給付トニテ徵收セラル、エトアリ、例之道路、通行錢、橋錢ノ如シ、然レトモ手數料、適用ノ在モ应キハ、公企業ノ利用ニ対スルモニニテ公企業が何等、反対給付ヲモ要求スルコトナク無償ヲ以テ役務ヲ提供スルハ、唯純然タル慈善事業タルカ然テサレハ法律ノ利用ヲ強制スル場合等、例外ニ限ラレ普通ノ公企業ニアリテハ寧末其ノ役務ニ対シテ一定、手數料ヲ請求スル、一報利ヲ伴フ。

公企業ノ利用ニ係ル純然タル民法上ノ于係タル場合ニ於テハ其ノ反対給付モ亦民法上ノ性質ヲ有スルコト勿論ニシテ即チ契約上、代金又ハ賃金ニ外テラス利用ニ係ル多少ノ度ニ於テ公法的特色ヲ有スルモノニアリテハ手數料ノ義務ニツイテモ或程度ニ於テ民法上ノ反対給付トハ異ナリタル原則ニ從フ其ノ重ナル点人也、如ニ、

- (1) 民法上ノ契約ニ於ケル反対給付ハ当事者間ノ契約ニヨリテ定ムルモニキナル契約ニ特別ノ定アル場合、外契約ニ係ル已ニ開ケル後ニ於テ当事者、一方ノ意思ニヨリ任意ニ棄、給付スヘキ金額ヲ変更スルヲ得サル人謂フヲ僕タル公企業、利用ニ係ルニ於テ、反之其ノ子係利用者、自由意思ニヨリテ開タル場合ト虽モ其ノ子係、内容ニ至ル追契約ニヨリテ定マルニヤラヌシテ利用者ハ唯利用ニ係ニ立入ルコトヲ約スルニ止マリ其ノ子係ノ内容、企業主体、側ニ於テ定ムル所ニ從カハサレハカラサルトハ前ニエ述ヘタルカ如シ、從テ又其ノ給付スヘキ手數料金額ニツイテモ利用ニ係ル、繼續申ニ於テ企業主体、側ニ於ケル一方の意思ニヨリテ之ヲ変更スルコトハ必テスシモ之ヲ妨ケス、利用者ハ其ノ子係ヲ脱セサル間ハ自己ノ意思ニ反ニタテモ之ヒニ服従スルユトヲ要シ契約違反ヲ以テ之ニ对抗スルヲ得ス、例文学校ノ授業料規則、改正アル時ハ現ニ在学セル者ト虽モ猶其ノ改正規則ニ從フ、義務アルカ如シ、
- (2) 民法上ノ反対給付ニ付テハ其ノ債務ノ不履行ニ対シテハ民事訴訟、提起ニヨリテ其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得、公法上ノ手數料

ニツイテハ反之民事訴訟、提起人許サレサルト共ニ他、方法ニヨリ
テ其ノ権利、寛カヲ担保セラル、

(A) 其ノ最も通常、手段人利用于保、開始ニ先キ予ノ手数料ノ前払
ヲナシメ其ノ納附、后ニアラサレハ役務、提供ヲナサルユトア
リ、動物園等各館、入场料、如キ其ノ例ナリ。

(B) 利用于保、長期間継続スルビ、ニアリテハ如斯キ前払、制度ヲ
採ルユトヲ得スト虽モ此場合ニ於テハ其ノ給附義務ヲ行ヌセサル
モノナリ、市町村ノ徵收スル手数料其ノ他ノ收入ニツクテハ法律人
ハキニヨリテ其ノ権利ヲ担保セラル、授業料不納者ニ対シテ退学ヲ
命スルカ如キ其ノ例ナリ。

(C) 最后ニ或種、手数料ニツイテハ法律ハ特ニ行政上ノ強制徵收、
权ヲ認メ國稅滯納者処分ノ例ニヨリテ処分ニ得ヘキコトヲ定メタル
モノアリ、市町村ノ徵收スル手数料其ノ他ノ收入ニツクテハ法律人
一概ニ租稅滯納処分ノ例ニヨリテ処分シウヘキコトヲ定ム(市制一
般)

三一、町村制(一一) 国家ノ徵收スル手数料ニツイテハ如斯キ権利
の規定ナリ唯特殊ノ手数料ニツイテノミ之レヲミトケルニ止マル、
例之郵便料電信料不納ノ場合ノ如シ、此ノ如キ規定一キモニツイ
テ人当然コト強制徵收权ヲ伴フモニアラス。

公法上ノ手数料ト虽モ其公法的性質ヲ有スルハ唯利用于保ノ継続
スル間ニ一ミ止マリ利用者力已ニ其于保ヲ晚シタル治ニ於テハ其公
企業主体トノ間ニ於ケル于保ハ最早ヤ純然タル民法的干係ニズキサ
ルヲ以テ利用者カ手数料ヲ納付セんシテ其ノ于保ヲ脱シタル場合ニ
於テハ其ノ未納金額ニツイテノ企業主体ノ権利ハ最早ヤ公法上ノ权
利ニアラスシテ民法上ノ侵权トシテノ效カヲ有スルニ止マル、此
場合ト虽モ法律カ强制徵收ノ権利ヲミトケル場合ニ於テハ國ヨリ強
制徵收ヲナスヲテウヘシト虽モ然ラサル場合ニ於テハ唯民事訴訟ノ
提起ニヨリテノミ其ノ権利ヲ実行スルコトヲウヘシ、例之授業料ノ
未納ニヨリテ退学ヲ命セラレタ止者ニ対シテハ其ノ退学后ニ於テ人

民事訴訟ニヨリテ其ノ未納金額ヲ請求スルコトヲ得、是レ公法上、
权利カ莫、性質ヲ異シテ民法上、权利トナル場合、一例ナリ

(三) 利用者、側ニ於テモ公法上、手数料ニツイテ莫、細附ノ義務
ナシト主張シ又、其ノ金額ニツイテ異議アリ場合ニ於テ、民事訴訟
ニヨリテ之ヲ争フ事ヲ得ス、法律人手数料、賦課徵收ニツイテ、訴
願及行政訴訟、提起ヲ許ス

手数料金額、或ハ各個ノ場合ニツイテ、^{一々}特別ニ之レヲ定メテ納
付ヲ命スルコトハ之レヲ想像シウヘカラサルニアラスト、虽モ大多数
ノ場合ニ於テハ豫ノ一般的法則ニヨリテ其ノ率ヲ定メラル、事通常
ナリ

手数料ニ于スル一般法則、或ハ法律命令市町村条例等法規ニヨリ
予定メラル、コトアリ或ハ所謂當造物規則ニヨリテ定メラル、エト
アリ

(4) 公企業、利用カ当事者、自由意思ニヨラスシテ、一方的ニ強制也

テル、場合ニ於テハ其ノ手数料モ本必テス法規ニ莫、根拠ヲ有セサ
ルヘカラズ、利用強制、場合、外公企業カ国家、独占ニ属シ從フテ
人民ノ其企業ヲ利用スルニアラサレハ全様ノ利益ヲウケル、道半キ
場合モ本利用強制、場合ニ準スヘキモノニシテ等シク法規ニ其根拠
ヲ有スルコトヲ要ス、鹽煙草等國家、壳專ニ属スルモノ、販売價格モ
本其ノ性質ニ於テハ民法上、代金ニシテ公法上、手数料ト見ルヘキモ
ノニアラスト、虽モ其ノ国家、独占ニ属シ從テ購買者ハ自己ノ意思ニ
反シテモ國家力任意一定ムル代金ヲ支払フコトヲ要ス、凡テ之等ノ
モノニシク法規ニヨリテ定メラル、コトヲ要ス、凡テ之等ノ
場合ニ於ケル規定、憲法ニ別段ノ規定アルニヨラサレハ本末法律夕
事ヲ要スヘキモノナレトニ憲法ノ特ニ報償ニ属スル行政工、手数
料ノ法律ヲ要スル限りニアラサレコトヲ規定セルヲ以テ、憲法大二
(二) 莫ノ報償タレ性質ヲ失ハサル限度ニ於テ人命令ヲ以テモ之ヲ
定ムルコトヲ得

(B) 利用于保力自由契約ニモトツク場合ニ於テハ反之其ノ契約ノ民法上ノ契約タルト公法上ノ契約タルト問ハス致ラ法規ノ根柢ヲ要セス營造物規則ヲ以テ之レテ定ムルコトヲ得、当事者ハ自由意思ヲ以テ其ノ義務ヲ負担スルコトヲ承諾スルモノニ外ナラサルヲ以テナリ、

手數料納附ノ義務ヲ負アモノハ莫ノ、利用于保立テルモノナルコトハ勿論ナリト虽モ場合ニヨリテハ利用契約、当事者ト其ノ役務ヲ受ケルモノトハ其人ヲ異ニシ營造物、他ノ权力ニ対シテハ其役務ヲ受ケル者カ之ニ服從スルノ義務ヲ負フモ手數料納附ノ義務ニ付テハ他ノ者ノ之ヲ服從スルノ義務を負フコトアリ、例之小学校、懲罰板其他ノ命令板ニ服スルモノハ兒童ナレトモ授業料納付者ノ義務ヲ負フモハ兒童保護者ナリ、此ノ場合ニ於ケル利用契約、当事者ハ兒童保護者ニシテ兒童ニアラス兒童ハ固ヨリ無能力者ニシテ有效ナル法律意思ヲ表示シウルモノニアラス保護者カ其ノ保護权ノ下ニアル

兒童ヲ学校ノ权力ノ下ニ委託スルモノニシテ此契約ニモトツクキテ學校ノ权力力兒童、上ニ行ハル、ト共ニ保護者モ本利用于保力ノ当事者トシテ授業料納付等ノ義務ヲ負フモノナリ、

手數料其他ノ義務ハ法令、特別ノ規定ニヨリ外ハ常ニ当事者、自由意思ニヨル承諾ニ其ノ根柢ヲ有スルモノナルヲ以テ其ノ義務者タル者ハ有効ニ法律意思ヲ表示シウヘキ能力者タルコトヲ要ス、無能力者ハ代理人ニヨルニアラサレハ其ノ契約ノ当事者タルコトヲ得ス從テ有効ニ其ノ義務ヲ負フモニアラサルコト勿論ナリ、故ニ例之精神喪失者カ無切手、郵便物ヲ差出シタリトスルモ有效ナル意思表示アリト謂フヲ得ス、故ニ若シ特別ノ法律ノ規定アルニアラサレハ郵便局ハ之ヲ郵送スル義務ヲ負達人ハ郵便料納附ノ義務ヲ負ハゼルノ結果トナルヲ免レヌ然レトモ斯クノ如キ結果ハ實際、不都合ヲ生スル事勿論ナルヲ以テ法律ハ郵便ヨリツイテハ無能力者、ナレタレ行為ニツイテモ能力者ノ十三タルト全一ノ效力ヲ生スヘキコト

不規定セリ、即此一場合ニ於テハ有效ナル契約アルニアラスト且モ法律ノ規定ニヨリテ特ニ之ト全ヘ、效果ヲ發生セシムルモノ、外ナス、如スキ特別ノ法律アル場合、外ハ意思能力ナキ者、行為ハ有效ナル利用契約ヲ生スル、原因トセサル事勿論ナリ。

第四節 公企業、特許

第一款 公企業特許、性質

特許トハ本末國家ニ属スル权利、一部ヲ臣民ニ附帯スル國家行為

公企業特許トハ國家、独占ニ属スル企業权ノ一部ヲ臣民ニ附帯スル之レヲ自己、名ニ於テ其ノ企業ヲナスコトヲ得セシムル、行為ヲ云フ、

公企業、特許ハ莫、外形ニ於テハ營業ノ許可ナ類似ス、二者等シク或事業ヲ經營シ得ヘキ权能ヲ得セシムル、行為也、法令、規定ニ於テモ許可行焉ト特許行為トハ常ニ相混合セテレ營業上、營業許可モ公企業、特許モ等ニタ免許許可等、名ヲ用アルコト蓋タ少々カチス、然レトモ公企業、特許ハ其、法律上、性質ニ於テ營業、營業許

営業ノ許可ハ只裏樹在ノ場合ニ付キテ一般ノ禁止ヲ解説ニ自然ノ自由ヲ回復スルモノニスキス、其ノ許可セテル、又、営業ハ一般ノ自然ノ自由中ニ包含エラル、モノニシテ只許可ヲ受クハニアラサレハ之ヲナスヲ得サルノ制限アルニ止マル許可ニアリテハ只其ノ制限カ除カル、ニスキスシテ、新タハ权利ヲ取得アルモノニテニズ公企業ノ特許ハ反之國家ニ属スル权利ノ一部ヲ附帯スル處ノ行爲ニシテ特許ヲ受ケタル者ハ自然ノ自由ハ含マレサル特權ヲ不得スル也。

許可ノ目的タル営業ハ若シ特別ノ制限規定アルニアラサレハ何人モ当然ニナシ得ヘキ事業也。

特許ノ目的タル企業ハ初ヨリ国家ノ独占权ニ留保セラレ國家ヨリ特ニ其ノ权利ヲ附帯セラレタル者ノミガ之ヲナシ得ヘキ事業ナリサレハ公企業ノ特許ハ其ノ性質ニ於テ恰モ国表統治权、一部カ市町

村其他、公法人ニ附帯セラル、ト相類ス、其ノ異ナル處ハ只、其ノ許特セラル、又、内容ニ在ルノミニ者等シフ國家ニ属スル权利ノ一部カ他ノ权利主体ニ附帯セラル、モノニ外テサル也。

特許ノ目的タルヘキ企業ハ國家ノ独占ニ属スル企業ニ限テル、凡テ営業ノ原則トシテハ各人ノ自由ニ属ス只警察上ノ必要ニヨリテ其自由ノ制限ヲ加ヘテル、ニ止マルモノニシテ警察上ノ制限ヲ外ニシテ云ハ各人ノ任意ニ如何ナル営業ヲモナシ得ヘキ自由ヲ有スト雖モ特種事業或ハ公益上ノ自由ニヨリ或ハ財政上ノ理由ニヨリ之ヲ國家ノ独占トナシ又ハ其他、特定人、特占权ニ属セシムルモノアリ、國家以外、特定人、特占权ニ属セシムテル、最モ著ニキモノハ聲明者ニ属スル所謂特許权（Patent）、也、聲明実施ノ权利ハ聲明者也、其ノ繼承人、獨占ニ属シ其ノ許容ニ基フニアラサレハ何人元之ヲ実施スルヲ得サルモノ也。

其他著作権意匠权等皆全一ノ效果ヲ有ス、國家、独占ニ属スルて

ニ付キテハ嘗テ述ヘタルカ故如ク、財政上、獨占トシテハ塩煙草等、專売、制度アリ、公益上、獨占トシテハ債幣、獨占、郵便電信等、獨占アリ、凡テ之ニ菁國家ニモセヨ又ハ私人ニモセヨ或特定者ノ獨占权ニ属セニメタル事業ニ付キテハ最早當業、自由、範囲ニ属セス、其、事業ナス、权利ハ專ラ其、权利者ニノミ属ニ第三者ハ权利者、許諾ヲ受クルアラサレハ之レト全一、事業コナスノ得サルモノ也

如斯干獨占权ヲ有スルモノハ自ラ其ノ獨占ニ属スル事業ヲ至尙シ得ルハ勿論又第三者ニ其ノ权利、一部ヲ附與ニ第三者ヲニテ之レヲナスノ权利ヲ得セシムルコトヲ得、發明权其ハ其他人ニ發明ノ実施ヲ許容ニ又ハ發明权ノ一部ヲ他人ニ譲渡シ著作权者ノ著作物、龍沢ヲ他人ニ許容シ脚本、興業权ヲ他人ニ譲渡スルカ如キハ即ナ獨占权者カ其ノ权利ノ一部ヲ他人ニ附與スル、行為ニ外ナラズ、

公企業、特許モ亦全フコレト其ノ性質ヲ金全シクスルモノニシテ

國家力其、獨占权ニ属スル事業、實際施于他人ニ許容スル、行為ニ外ナラズル也

國家ノ獨占ニ属スル事業ハ法律ニヨリテ定マル法律カ或企業コ以テ國家、獨占トナスハ或ハ國家ニシテ自ラ其事業ヲ經營スルコトヲ當必要トナシ私人ヲシテ之レヲ至尙セシムルコトハ全ク之レヲ許サ、ルノ趣意ナルコトアリ此ノ場合ニ於テハ其ノ事業、私人ニ特許スルコトハ法律、禁止スル也ニテ企業、特許ハ行ハル、コトヲ得ス、例之幣價鑄造、獨占郵便(信脣送達)、獨占ハ此種ニ属ス、对此等ニキテハ法律カ政府ニ自ラ之レヲ管掌スルニトヲ規定シ之レヲ私人ニ特許スルコトヲ許サス、公企業、特許、行ハル、コトヲ得ルハ法律カ或企業ヲ國家、獨占ニ属セシムルト共ニ場合ニヨリ之レヲ他、者ニ特許シ得ヘキコトヲ認ムル場合ニ限ラル、私設鐵道法、ヨル鐵道、特許、輕便鐵道法ニヨル輕便鐵道、特許軌道条例ニヨル軌道、新特許水道条例ニヨル水道、敷設、特許、電信法ニヨル私設電信電話

特許等凡て之ニ属ス。

七六六

小学校中学校專門学校等公認學校ノ設立ヲ私人ニ特許スルモ亦全種行焉也、

公企業ノ特許ハ或ハ立法行焉トシテ行ハル、コトアリ、其ノ立法ニヨル場合ハ稀ニハ一定要件ヲ備エフル凡テ、有ニ付シテ一様ニ一定ノ範囲ニ於テ特許ヲ與フル一般的法則ヲ足ムルカ焉ソニ行ハル、コトアリト虽ミ、コハ只公法人ニ付シテ行ハレ得ヘキニ止マリ私人ニ付スル特許ハ斯ノノ如キ一般的法則ノ形式ニヨリテ行ハル、コトナフ常ニ特定人ニ付シテ行ハル、モノ也公法人ニ付スル一般的特許、例トシテハ、例之市町村制ニヨリテ立法权、課官稅权等統治权一部ヲ凡テ、市町村ニ付許セルカ如キヲ掲クルヲ得ヘシ

公企業ノ特許ニ付キテノ例之小學校令ヨリテ一般市町村ニ小學校設立ノ義務ヲ負ヘシナタハカ如キ一画ニハ自治員相トシテ市町村ニ義

務
義ヲ課セルモノナルト共ニ一画ニハ小學校設立ノ权利ヲ特許セルモノニ外ナラサル也、

私人ニ付スル特許ハ斯クノ如キ公法人ニ付スル特許トノ異ナリテ常ニ特定ノ場合ニ於テ特定人ニ付シテ行ハル、モノ也ト虽ニ此場合ニ於テモ其ノ形式ニ於テハ或ハ直接ニ法律ヲ以テ足メラル、コトアリ或ハ法律ノ規定ニ基ク行政行為トシテ行ハル、コトアリ直接ニ法律ヲ以テ足メラル、ハ例之日本銀行条例ニヨリテ日本銀行ニ兌換銀行券發行ノ特許ヲ附與シ南滿鐵道公社法ニヨリテ全公社ニ鐵道布設权鐵道沿線ニ於ケル行政权ヲ特許セルカ如キ之レ也、誠然レニ法律ヲ以テ直接ニ特許ヲ附與スルハ只例外ノ場合ニ属シ最ニ多クノ場合ニ於テハ特定人ニ付スル特許ハ各個ノ場合ニ於ケル行政权焉トシテ行ハル、モノ也、

特許行為カ國家ノ獨裁行為ナリ又ハ公法上ノ契約ナリハ場合ニヨリテ付テスニモ一ナラス

七六七

特許ハ権利ヲ附帯スルノ行為ニシテ而シテ権利ノ附帯ハ必テスニ。相手方ノ承諾ヲ成立要素トナスモノニアラサルヲ以テ特許ノ本末、性質ヨリ太ハ、特許ハ國家ノ單独行為トニテ行コナル得ヘモナ也。

然レバ大數多ノ場合ニ於テハ特許行為ハ一方ニ於テ被特許者ニ企業実施、权ヲ附帯スルト共ニ一方ニ於テハ之ニ伴ヒテ被特許者ニ各種ノ義務ヲ負担セシムハラ通常トナシ、而シテ如斯ノ権利ノ附帯及ヒ義務、負担ハ企業者、意思ニ反シテ之レヲ強制スルノ必要ナキ故ニ特許行為ハ通常ハ國家、單独意思ニヨリテ成立立吾良也、ナスルモノトセアル、コトナク企業有ト、合意ニヨリテ行ハル、フ通常トナス、機言スレハ公企業、特許ハ最モ多クノ場合ニ於テ公法上、契約也。

公企業、特許ヲ通常獨單行為ニアラスニテ公法上、契約ナハコトニ於テモ已テニ特許ハ營業上、營業免許ト其ノ性質ヲ異キニス、單

二行為、形式ヨリ太ハ公企業、特許モ營業、免除許ニ等シノ、茲顧ニ付シテ之レヲ許諾スルモノニシテ其ノ間ニ區別ノ誤ムヘキモノナキ如シト虽モ營業免許ハ只タ禁止ヲ解除スルノ、行為ニシテ即ニ義務、免除ニ止マル、義務、免除ハ仮令義務者、希望ニヨル場合ト虽ニ常ニ契約ニアラスニテ権利者、單独意思ニヨリテ效力フ生スルモノタルコトハ猶民法上ニ於テモ債務、免除ハ帝ニ債权者、獨單行為タルト異ナルコトナシ、公企業特許ハ之ニ反シ当事者双方同ニ互ニ権利ヲ有シ義務ヲ負フ、子保ニシテ之レ單純ナル義務、免除ト全一視スヘカラサルハ勿論也。

最尤ニ公企業、特許ト相類似シテ而カモ法律上之レト区別スルトヲ要スル一一ノ法律現象アリ。

警察許可ナ特許ト区別セテルコトヲ要スルハ已ニ述ヘタルカ如クナルケ等シテ特許ノ性質ヲ有スルモノニシテ而カモ公企業特許トハ區別セラルヘキモノアリ。

企業其物、營業自由、範囲ニ含マレ、唯其、事業、実施エ、性焉、
一、公物ノ占有ヲ必要トシ、從テ、公物占有权、特許ヲ受クヘリ要スルモ
ノアリ、例之瓦斯業、電燈業、水力電気、動力トスル事業、如トシ、
之等、事業ハ現今、制度、於テハ、事業其物、何レモ、國家、獨占、爲
スルモノニアテス、或ハ全フ自由ナハカ、或ハ、警察上、免許ヲ要スルニ
止マルト虽モ、其、事業ヲ至、官スルニハ、或ハ、鐵管ヲ道路ニ埋設レ
或ハ、公、流水ヲ引用スル寺、公物、使用スルコトヲ、必要トシ、從ツフ、公
物、主体タル、國家又ハ、公法人ヨリ其、使用ニ付キテ、特許ヲ受クル
コトヲ要ス、

斯フ、如キ、事業ハ其、或程度ニ於テハ、實事上必然ニ、獨占的ナルコト
一、於テ、公企業特許、場合ト全レク、從ツテ其、特許、村スヘ、競價ト
シテ、恰カミ、公企業特許、場合ト全ニ、種々、条件ヲ科セラル、ヲ例
トシ、其、法律于原ニ、於テ、頗ル、公企業特許ト類似スト、雖モ然カモ其、
性傾、於アハ明ニ、之ヲ、區別スルヲ要スル也。

事實上ニ、或程度ニ、於テ、獨占的ナル、企業ハ右、場合、外商不普通、
警察免除許、場合ニ、於テモ、是レ、アルヲ得ヘン、哥列、取引町市場火
葬場銀行劇場屋湯其、他種々、營業ハ、全一区域内ニ、於テ、無制限ニ、其
、開設、許スコトヲ、公益上、適當ト、サハ、ルモノアリ、立等、企業ハ
或ハ直接ニ、法律ヲ以テ、一区域ニ、一ヶ所又ハ、數ヶ所ヲ、限ルヘキコトヲ
規定スルモノアリ、然ラサルモ、許可ヲ、獎フル官广ニ、於テ、一ヶ所又ハ
數ヶ所以上ニ、其ノ許可ヲ與ヘサルヲ、通常ト、シテ、其ノ免許ヲ、得タ
ル者ハ、事實上、或程度ニ、於テ、之レヲ、獨占スル、結果ト、ナル、其他商本警
察上、他ノ目的ノ為メニ、スル制限ニ、アリテモ、全様ニ、事實上、獨占、
結果ヲ、生スルコトアリ、

例之、ハ屠場法ニヨリ、屠場外ニ、於テハ、獸畜、屠殺スルコトヲ禁止セ
ル結果トシテ、屠畜業、事實上屠場ノ、獨占ト、ナルカ如シ、凡テ之レ
等、場合ニハ、法ハ、獨占权、設矣ヲ目的トス、モノニアラスシテ、他ノ
目的、為メニスル制限、及射トニテ、事實上、獨占ヲ、有生スルニスキ

ス之レヲ公企業、特許ト混全スルナカランコトヲ要ス。 七七二

第二款 公企業特許、手續

公企業、特許ハ直接ニ法律ニヨリテ行ハル、場合ヲ除キ、行政行
為ニヨリテ行ハル、場合ニ於テハ企業者ノ側ヨリ、出願ニ対シテ國
家ノ側ヨリ之レヲ聽許スルコトニヨリテ行ハル。
企業ノ主体ハ或ハ公法人タルコトアリ或ハ私法人又ハ一私人タル
コトアリ、其ノ最元普通ナルハ私法人殊ニ商事会社也、企業監督
目的ヲ以テ新ニ商事会社ヲ設立セントスル場合ニ於テハ之ニ對ス
ル特許ハ法律上二重、意義ヲ有ス此ノ場合ノ特許ハ、第一ニハ法人
ノ設立ヲ許可スルモノナルト共ニ其ノ設立セラレタム法人ニ付シテ
企業監督ノ権利ヲ附與スルモノニシテ、即チ法人設立ノ許可ト企業
ノ特許トク單一、行為ニ併合シテ行ハル、ナリ。

特許ヲ典ナルモノハ其ノ企業ニ付キテ管理权ヲ有スル官庁十ラナ
ルヘカラス從テ別段ノ規定アル場合、外ハ其ノ企業ニ管轄スル主務
大臣カ其ノ特許ヲ典ナルノ权ヲ有ス。

公企業、性質カ其ノ事実施ニ公物、使用ヲ必要トスル場合ニ於テハ
公企業、特許ト合時ニ公物使用ノ特許ヲ得ルコトヲ必要トスルコト
ヲ以テ此ノ場合ニ於テハ其ノ企業ニ管轄スル官庁ノ外ニ尙本其ノ公
物ヲ管轄スルノ官ト、特許ヲ受タルコトヲ要ス、公物、主体カ國
家ニアラスシテ市町村其他ノ公法人アル場合ニ於テハ企業ニ付キテ
國家ノ許特ヲ受タルノ外公物、使用ニ付キテハ市町村其他ノ公法人
ノ特許ヲ受クルコトヲ要ス、公道路上ニ敷設スル軌道、特許ニ付キ
テ企業ノ管理者トニテノ内閣總理大臣ト公道ノ管理者トニテノ内務
大臣ト、双方ノ全意ヲ要ス、其ノ公道ノ公法人ノ管理者ニ属スル場合
ニ於テハ其ノ公法人、意願ヲ必要トスルカ如キハ其ノ一例也、
特許ヲ英ノヘノ手続ノ通照特許余令脣ヲ下附スルニヨリテ行ハル

特許命令昏ハ特許ヲ獎フルノ要件トシテ法令、範囲内ニ於テ企業者
ノ权利義務ヲ是ムル王ノ也、特許行為ハ前述シタム力如ク通常公法
上^{契約}性質ヲ有スルモノナレ。特許命令昏ソバテ此、契約ノ約款也ト
群スヘカラス、特許ハ他、多クノ公法上、契約ト合シク服従契約、
性質ヲ有スルモノニテ、即チ企業者其、企業ノ実施ニ于シテ國家
ノ特別ノ权力ニ服従スルコトヲ受諾スルモノニ外ナラス、其ノ契約
タル所以ハ只其ノ特別服従于保力双方ノ之意ニヨリテ成立スルケ尊
ニ止マリ其ノ凡テノ权利義務ヲ契約ニヨリテ走マルニアラス、其
权利義務ハ國家、側ヨリ一方的ニ之ヲ定ムルモノニシテ或ル法規
ニヨリテ直接ニ之ヲ是タメ或ル法規ノ範囲内ニ於テ特許命令昏
シテ之レヲ定ムルモノニシテ命令昏其自身ハ契約ニアラス国家、
一方的命令也。

公企業ノ特許ハ時トシテハ仮免許及本免許ニ重・手續ヲ以テ行
ハル一コトアリ例之私設鉄道会社ニキア人桑起人ノ株主登記前ニ

於テ先づ仮免許ヲ更クルコトヲ要ニ創立株会社了リタル后更ラニ
本免許ヲ受クハコトヲ要スヘカ如シ、仮免許ハ条件付許特ノ性質ヲ
有スルモノニシテ、即チ将来会社ノ設立セラル、場合ニ於テハ企業
权ノ特許スヘキヨ約スルノ行爲也、企業权ノ基シヨリ本免許ニヨリテ
始ナテ發生スルモノナリト虽モ仮免許ニヨリテ特許ノ要求スヘキ
权利ノ發生スルモノニシテ仮免許ヲ契ヘタル上ハ法律、定ムル特許ノ
理由アル場合、外ハ官ナハナラス本免許ヲ獎アヘキ義務ヲ負フモ、
ナリ。

此ノ如ナ特別ノ場合、外特許ヲ獎フルト否トハ通常官許、自由才
量ニ任セラル、官庁ハ公益上ノ凡テノ事情ヲ斟酌シテ特許ヲ獎フル
ト否トヲ決定スヘキモノニシテ特別ノ規定アル場合ノ外ハ出願者ハ
其ノ出願ヲ特許セラルヘキ权利ヲ有スルモノニアラス、從ツテ特許
ノ拒絶ハ警察免許、拒絶トハ異ナリテ权利ヲ毀損スルモノニアラス
警察免許、拒絶ハ臣民ノ自由ヲ侵害スルモノニシテ不法、拒絶ハ权

利、毀損トナリ従フテ行政訴訟、目的トナリ得ヘキニ反シ、特許、
拒絶ハ、权利ヲ附與スルコトヲ拒ヘニ止マリ臣民ノ自由ヲ侵害スルモ
ノニアテス従フテ行政訴訟ノ目的タハコトヲ得サルモノ也、先願者
ト虽モ必ラスシテ后願者ニ先ダナテ特許ヲ與ヘラバヘキ权利ヲ有ス
ル者ニ非サル也。

第三款 特許企業者、義務

特許ヲ受ケタル企業者ハ、一画ニ於テ其ノ企業ノ実施ノ权利ヲ取得
スルト共ニ、一画ニ於テ國家ニ対し種々、特別ノ義務ヲ負担スル者、
权利義務ノ内容ハ第一ニハ法律又ハ命令ニヨリテ是マリ法令ノ範囲
内ニ於テハ特許命令昏ニヨリテ定スルモノニシテ、固ヨリ各種ノ企
業ニ舟キテ一様ナラスト、虽モ何レモ等レク公企業タル性質ヲ有スル
モノナルヲ以テ或程度近ハ普通ノ权利義務ニ有ス、先ソ其ノ義務等ニ

1. 特許企業者、国家ニ對しテ左ノ如キ各種ノ義務ヲ負担ス

1. 企業実施ノ義務

公企業ノ実施ハ、企業者ノ权利タルト共ニ又其ノ義務タルノ性質ヲ
有ス

凡テノ公企業ハ、公益上必要ナル事業ニシテ之レヲ許特入ルハ国家
、自カラ至官スル代リニ企業者ヲシテ之レヲ至官セシムルモノニ
外ナテサル也、ナレハ企業者ハ其ノ特許ヲ受ケタルニヨリテ必ラ
ス企業ノ実施ニ必要ナル設備ヲナシ、其ノ企業ヲ開始シ執行スル
ノ義務ヲ負フコトハ當然也。

2. 国家、命令ニ服從スルノ義務

企業者ハ、特許ヲ受クルニヨリテ其ノ企業ニ于ニテ国家、特別、权
力ニ服從スルモノナリ、此ノ特別、权力ヲ企業監督权ト称スルヲ

得ヘン。

七七八

企業監督权ハ某ノ企業ノ実施ヲシテ公益ニ適合セシムルを爲ニス
有スルモノニシテ其ノ権力ノ範囲モ亦此ノ目的ニヨリテ起マル即
・國家ハ企業者ヲシテ企業ノ実施ニ干シテ公益上ノ要れヲ充タリ
シムルニ必要ナル限度ニ於テ企業者ニ於ド対シテ特別ノ権力ヲ有
スルモノ也、

監督权ノ作用ハ或ハ企業者ニ対シテ特定ノ作焉ヲ命令スルアリ、
或ハ禁止スルモノナルコトアリ、或ハ特炭ノ行為ニ付キテ認可又
ハ許可ヲ受クルコトヲ必要ナラシムルコトアリ、例之私設鉄道ニ
付キテ太ヘハ鐵道ノ建設ニ于シテ公益上必要ナル施設ノ命シ危險
ナリト認ムル鐵道ノ利使用又ハ運輸ヲ停止シ、運價其他過駆ニ关
スル規定ヲ起ムルニハ主務大臣ノ認可ヲ得ケシメ工事方法ノ變更
ニ付キテハ主務大臣ノ認可ヲ受ケシムルカ如シ、

監督权ノ作用ハ單ニ企業ヲ維持シ繼續スルニ必要ナル限度ニノミ

止マテス又其ノ障害ヲ防止スヘノ限度ニノミ此マルニアラス、其ノ
企業ヲ改良シテ一層公益ニ適合セシムルカ爲メニモ亦其命令ヲ聲ス
ルヲ得ヘン。

3. 特別負担ニ任スルノ義務

特許企業者ハ事實上或程度ニ於テ獨占的利息ヲ受クルモノナルヲ以
テ以フテ之レニ対スル報償トシテ特別ノ負担ノ負ヘシノラル、コ
トアリ、如斯キ負担人或ハ直接ニ法規ニヨリテ命令セラル、コトアリ
或ハ特許ノ条件トシテ特許命令唇ニヨリテ是ノテル、コトアリ、
莫ニ内密ヨリ謂ヘ、或ハ金實上ノ負担ナルコトアリ、或ハ公失ノ
利益ノ高ナニ無價ヲ以テ若シクハ特別ノ廉價ヲ以テ其ノ改善ヲ機
供スルノ義務ナルコトアリ、金實上ノ負担ハ通常報償義器又ハ公納
金ト称セラル、モニシテ多ク人異、既益ヲ一定、割合ヲ超過過一
スルコトノ条件トシテ其ノ超過額、一奇ヲ納付セシムルヲ通常ト

ス、役務提供、義務ヲ負ハシムルハ、例之鉄道公社ヲシテ無償ヲ以フテ郵便物、郵送、軍隊輸送ヲ負ヘシテ市街鉄道ヲシテ巡回郵便配達夫等ノ無償運載、義務ヲ負ヘシテ、木道会社ヲシテ無償ヲ以テ公用、水ヲ供給シハルノ義務ヲ負ヘシムル力加トシ

凡テ之オ、特別貢租ハ企業監督权、作用トハ異ナリ企業者其自身、監督ヲナスモニアテスシテ他、事業ノ目的、為ニスムモ、ナルカ故ニ企業督監权、作用トシテ当然ニ之レ得ヘキモノニアテス、法律ヲ以テ是メラレタル場合ノ外ハ只特許ヲ與フヘ際、特許、条件トシテ余レ得ヘキニ止マリ已テニ特許ヲ與ヘヌ旨ニ於テハ企業者、企意ヲ得ル、外ニハ一方的ニシテ余レ得ヘキモノニアテス

4. 義務、強制

以上、各種、義務ニ有キテ企業者ヲシテ戸行セサル場合ニ於テ

ハ之ヲ強制スルノ手段アルコトヲ要ス、強制、手段ハ一部分ハ直接ニ法規ニ定ムト虽モ法規ノ定メキ場合ニ於テモ監督权、当然ノ作用トシテ認ムヘキモナドリ、強制手段ノ法規ニヨリテ直接ニ認メラル、モノハ第一ニハ罰則也。

罰則ハ或ニ刑罰規定十九モナドリ、或ハ所謂秩序罰規定十九モナドリ、秩序罰ハ刑法上、罰トハ其ノ刑名ヲ異ニシ科料ノ名ナビテスルモノニシテ刑事訴訟ノ手續ニヨリス、非該事件年続法ニヨリ不詳スルモノ也、之等ノ罪則ハヨクハ企業者自身ニ付スルモノニアテスシテ社会、従員ニ付スルモノナレバ、時トシテハ会社自身ヲ处罚スルコトナキニアラス

罰則、外強制手段ノ量最ミ重ナルモナハ代執行ニシテ企業者ガ其ノ義務ヲ履行セサル場合ニ於テ監督官ナカ自ラ之レヲ執行、而シテ其ノ費用金額ヲ定ムトナシテ企業者ヨリ徵收スル也、代執行能人サル場合ニ付キナシ警察強制ニ付キナシテハトムナムト

全様、原則ニ從セテ執行罰ヲ戒告シ之レオ群スルコトヲ得ヘシ、
其他役員ノ改選ヲ企シ又義務不履行、場合ニ於テハ特許ヲ取消ス
ヘキ权ヲ留保シ又ハ特許ヲ全ツ效カテ失フヘキモノトナス等々
亦直接ノ強制手段メモナリ

第四款 特許企業者、权利

特許企業者、例ニ於テハ企業者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ企業ヲ至管
スル、权利ヲ取得ス、此、权利ヲ特許企業者ト云フ
特許企業者、内春ハ特別、規定アル場合、他ハ單ニ其ノ企業ヲ至
管シ得ルコトニヤリテ、其ノ企業ヲ独占スル、权利ニアラス、特許
效果ハ只国蒙カ企業者ニ対シテ其ノ企業ヲ実施スルコトヲ許容ス
ルニ止マリ之レ独占スルノ权利ヲ附帯スルモノニアラサルムア
通常トス、独占的、权利ヲ附帯スルハ只帝ナル例外ノ場合ニ限ラル

ルモノニシテ現行制ニ於テハ只鉱業权ノ附典ニ於テ其ノ例ヲ見ル

鉱業权ハ單ニ鉱山ヲ採掘シ得ルニ止マラス特定、鉱区ニ付キテハ
自己ノミカ其ノ権力ヲナニ得ヘキ獨占的、权利也、权利者ハ凡テハ
第三者ニ付シテ其ノ权利ヲ対抗スルコトヲ得ヘリ、第三者カ全一鉱
区内ニ於テ其ノ権力ヲナスハ其ノ权利ヲ毀損スルモノ也、
其ノ以外ノ一般企業特权ハ如斯ニ效果ヲ有スルモノニアラス、企
業者ハ第三者カ全一、企業ヲナスコトニ排斥スルノ权利ヲ有スルコ
トナク從リテ國家カ全一、企業ヲナスコトニ排斥スルノ权利ヲ有スルコ
トナク、企業者ハ天稟莫上或程度ニ於テ独占的、利益ヲ享有スルニ止
マリ法律上凡テ競争者ヲ排除スル、权利ヲ有スルモノニアラサル
也、

企業者カ独占权、生貨ヲ有スルモノ十九場合ニ於テハ其ノ权利ハ

凡テ、第三者ニ対抗シ得ルモノナルヲ以テ私法、性質ヲ有スト虽モ
其ノ他ノ場合ニ於テハ企業权ハ單ニ國家、対スル權利ニシテ公权、
性質ヲ有スル國家、公权ノ一部カ企業者ニ附帯セラル、也。

企業至る、权利ハ企業、特許ニヨリテ附帯セラル、主要ノ权利ナ
レトミ此ノ外尚尓企業、目的ヲ達スヘキ附隨ノ手段トシテ種々ノ权
利カ附帯セラル、コトアリ。

公用徵狀ノ权利、特許ノ補助金又ハ利益、補給ヲ受クルノ权、租
税、免除ヲ受クルノ権、特許、如キ是レ也、時トシテハ企業実施ニ必
要ナル範囲ニ於テ營業权ヲ行フコトヲ特許セラル、コトアリ、例之
鐵道整備ノ如シ、是オハ何レモ特別ノ法律ニヨリ附帯セラル、モ、
ニシテ企業、特許ニ当然伴ノ、权利ニ非ス。

特許企業者ハ國家ニ対シテ以上述フルヲ如キ权利義務ニ有スルト
共ニ其ノ企業施実、結果トシテ第三者ニ対シ特ニ企業利用者ニ対シ
干權々、法律干係ヲ有ス、企業実施ニヨリノ生大ル企業者ト第三者

ト、于保ハ其ノ企業者ノ法(公人)タル場合、外原則トニテ單純ナル私
法上、干係ニシテ公法上、性質ヲ有スルモノニテラス、私設鐵道ニ
於ケハ鐵道ト旅客トノ于保ハ勿論、兌換权發行銀行、兌換券所有者
ト、于保、私立學校ト学生トノ于保、私立水道公社ト給水需要者ト
ノ于保、如キハ何レモ純粹ナル民法^上ノ于保也、

全様、性質ヲ有スル公企業ノ國家又ハ公法人ニヨリテ至官セラル、
場合ニ於テハ公法的干係ト認ムヘキ已、モノト虽モ特許ニヨリ私立会
社其他、私人ニ於テ上レア至官スル場合ニ於テハ法律ノ明白ナル規
定ニヨリ其ノ公法的干係コトヲ推断シ得ヘキ場合、外ハ單純ナル私
法的干係ト認ムヘキ已、也、何トナレハ私人ト私人トノ間、于保カ
公法上、性質ヲ有スルノ單ニ明ラカニ其ノ例外ヲ失ソラシタル場合
ニ限ニレ一概ニハ常ニ私法的性質ヲ有スル已、ナレハ也、

第五節 特許企業、税賦及ヒ終了

特許企業权、特定人、附帯セラル、公法人、权利ニシテ全時ニ又
義務ナルカ故ニ原則トシテハ自由ニシテ他人ニ移転シ得ヘキモ、
ニアラス、之レヲ他人ニ譲渡シ又ハ相続セシムルコトヲ得ス、只タ
法律、自ラ之レヲ許セルカ又ハ特定ノ条件ヲ越ヘル特許命令各ニ於
テ之レヲ許セル場合ニ限テル、モノニシテ某ノ之レヲ許サル場合
ニ於テセ把ネ特許官ナニ出願シテ某ノ全意ヲ得ルコトヲ要件トス、
官ナニ全意ハ新ドン特許ヲ與フル行為ニハアラスシテ單一权利、譲
渡シ又ハ相続ヲ兼認スハ行行為也、譲渡又ハ相続ク官ナノ全意ニヨリ
テ初メテ法律上ノ效カヲ完成スル也、私立会社、合併、場合ニ付
テモ本全様也、

何レノ場合ニ於テモ企業权、或移転ト共ニ之レニ伴フ義務ミ亦当然編
集セラル、其ノ企業、設備其他、附属物件ニフイテモノ权利ミ亦屬
ス之レニ伴フテ移転セラルト虽ミ其ノ如何ナル範囲ニ迄移転セラル
カハ各個ノ場合ニ於ケル契約ニヨリテ是マヌ、凡ニ斯ノ如トキ
度ハ初ヨリ問題トナラス

特許企業、移転ハ恰モ曾業、譲渡ニト全様其ノ自身ニ於テハ私法上
ノ法律行為ニシテ此ノ私法上ノ法律行為、效果トシテ公法上ノ权利
兼義ク兼縛セラル、也。

時トシテハ特許企業权、移転ハ絶対ニ之レヲ許ナルコトアリ、
特ニ法律カ自ラ特定ノ企業者ヲ指定シテ之ニ公企業ヲ特許シタル
場合、例之、日本銀行、南満州鉄道会社、如干ニ於テハ企業权、譲
渡ハ初ヨリ問題トナラス

特許企業、終了トハ其ノ移転ノ場合ト人異ナリテ企業者、有スル
特許企業权及ヒセニ伴フ義務カ全ツ消滅スル場合ニ意味スル、時
トシテハ全ヘ一企業カ更ラニ國家、手ニヨリテ總義統セラル、ニアラス
アリト虽ニ此ノ場合ニ於テモ企業权カ國夢ニ總義セラル、ニアラス
国家ノ初メヨリ其ノ企業、独占权ヲ有シ、單ニ其ノ权利ノ一部ヲ企
業者ニ附帯スルニスキス、其ノ权利カ再ヒ國家ニ恢復セラル、時ハ
本末、独占权カ完全ニ其ノ效力ヲ回復スルモノニシテ、特許企業权

八 溝合ニヨリテ消滅スルモノナルコトハ尙木地上权を所有权者ニ付
復セテル、ニアリ、消滅スルト異ナルコロナシ。

特許企業ハ左、各種ノ原因ニヨリテ終了ス

1. 企業ノ廢止

特許企業者ハ其企業ヲ実施スルノ義務ヲ負フモノナルア以テ自己ノ任意ニ其、事業ヲ廢止スルノ自由ヲ有スルモノニアラス、企業者ハ特許官ナ、全意ヲ得ルニヨクトテノミレテ廢止スルヲ得ヘキモ、ニシテ企業者一出願ニ対シテハ官ナハ或ハ之レテ許可シ或ハ之レテ許可セサルコトヲ得ヘシ、官ナカ其ノ金業^業組織ヲ最早不必要ト認ムルトキハ其、廢止ニ全意ヲ失フヘシ、場合ニ於テハ企業ノ一切ノ設備ハ企業者^單純粹ナム私有財産トシテ企業者、任意ニ立テ処分スルコトヲ得ヘシ。

若シ反之其、企業ノ過誤^{過失}法律上公蓋上^{公蓋上}大ナリトミトムル時ハ

或ハ全ク其ノ廢止ヲ許サルカ或ハ國家ヲ自ラ其、企業ヲ繼續シ得ルカ為メニ其ノ監官ニ必要ナル一切ノ設備ヲ譲渡サレムルノ条件^件テ以テ其ノ廢止ヲ許スコトアルヘン

何レニシテモ公企業ノ廢止ハ只企業者ト國家トノ全意ニヨリテノニ有效ニ行ハル、ヲ得ヘキモノ也

2. 特許ノ失效及取消

特許企業者カ其ノ義務、履戸行ヲ足ダサクル時、特許ハ或ム當たり放カフ失フモノトセラレ、或ハ特許官广ニヨリテ取消サルヘキモノトセラル、コトアリ。

特許力当然失效サルヘキ場合ハ法律又ハ許特命令昏ニヨリテ定メテタル場合ニ、限ラル、特ニ一定ノ期間内ニ其ノ金業ニ必要ナル工事ニ着手セス又ハ其、企業ノ廃業^業又ハ同般セサル場合ニハ特許ハ当然其、效力ヲ失フモノトセラル、コトハ通常也。

特許が相りヨリ此ノ解除条件ヲ附シテ契ヘラル、ナリ。(私鉄銀道法七六)。

特許ヲ取消シ得ヘヤ場合亦或ハ法律ニヨリ、或人特許、条件トシテ炭ソラル、ヲ通常トスト虽ミ斯フ、如キ通常特別ノ定メトキ場合ニ於テモ、企業者ノ破産又ハ其ノ他、原因ニヨリ適当ニ其ノ企業ノ実施ニ得ヘカラサル狀態ニ陥リタル場合ニ於テハ官庁ハ当然特許ヲ取消シ得ヘキモノト認メサルヘカラス。

特許が失效トナリ又ハ取消サルタル場合ニ於テ若シ之レニ伴フ別段ノ条件ノ定メナキ時ハ其ノ企業ノ設備其他ノ附屬物件ハ普通ノ私有財產トシテ企業者ノ任意ニ之レフ専今ニ得ヘキモナナリト雖モ多クノ場合ニ於テハ其企業ノ公務上何人ウチ平ニヨリテニシテソ絶続スルコトヲ必要トスルヲ以テ特許、失效又、取消シト共ニ其ノ設備ハ自由ニ處今スルユトヲ許サス、適當ノ方法ヲ以テ其ノ企業ノ繼承者ヘナ他ノ企業者ニ移転セシムルヲ通常トス、其方法ト

レテハ或ハ國家ノ相當ノ補償價格ヲ以テ之レヲ收用スルコトアリ或ハ士レヲ公賣ニシテ買受人ヲシテ其ノ企業ノ繼承セシムルコトアリ。(私設鉄道法人一)。后場合ニ於テハ買受人ニ付シ新ナル特許カ附與セラル、也。

3. 公企業、特許ハ或ハ無期限ニ契ヘラル、コトアリト虽ニ通常ハ一足一年限ヲ定メテ與ヘラル、

特許年限満了スルトナハ更ラニ一定一年限ヲ定メテ特許ヲ更新セテル、コトアリ。特許、更新ニ当リテハ特許、条件ヲ改新シ得ヘキハ勿論也。

若シ許可、更新セラセサル時ヘ特許ハ其ノ年限ノ滿了ニヨリテ消滅ス。此ノ場合ニ於テモ本若シ別段ノ規定ナキ時ハ其ノ企業ノ設備ハ企業者ノ任意ニ起今シ得ヘキモノ也ト虽モ多クノ場合ニ於テハ、或ハ法律ニヨリ或ハ特許条件ニヨリテ限年一万年ト共ニ其ノ

一切、設備、或ハ無價、以此ニテ或ハ一走、標準ヲ以テ算定シタル補

償金ヲ支払フコトニヨリテ当然國家又ハ自治團體、所有ニ飯スヘ
干コトヲ定ムルコトアリ、之レフ企業復、
ト称入

4. 買收权 (Rückkaufrecht)、留保

企業、商店、外又テク、公企業ニ付キテハ特許、時ヨリ一走、期間、至過シタル後ニ於テハ國家又ハ公法人ハ何時ニテニ其、特許ヲ取消シ一走、標準ヲバテ算定スル補償金額ヲ支払ヒ其、一切、設備ヲ買收ニ得ヘキコトヲ定ムルコトアリ、如新舊制の賣收权、只法律ニヨリスハ特許条件ニヨリテ定ノサレタル場合ニ於テ、有スルコトハ勿論也、買收权、実行ハ國家又ハ公法人、單独、意思ニヨリテ效力ヲ生スルモノニシテ其、法律上、性質ニ於テハ公用微收、一種ニ属シ賣買契約ニハアラス、

企業、商店又ハ機制買收、何レ、場合ニ於テモ本之レニ対スル保
償金額ニ乍キテ争アル時ハ民事裁判所ニ出訴スルヲ得ルモノト認
ムルヲ得ルヲ正当トナスヘシ、蓋、也等、行為ハ何レモ民法上、
契約ニアラサルヲ以テ之レニ干スル争ハ無格ナル意義ニ於ケル民
事事件ナリト云フヲ得スト虽ミ法律ガ司法才判可ハ民事及ヒ刑事
事件ニ管轄スト規定セル所云民事事件ハ以テシモ無格ナル李同
上、性質ニヨリテ判断スルヲ得ス、
「事件ト虽ミ財産权ニ至スル争ニシテ其、至奇上、性質ニ於テ民
事事件ト全一視スヘキモノハ才判可構成法、意義ニ於テハ尙古之
レニ民事々件ト見做スヘキモノ也」例之土地收回法ニヨル收回價
格ニ付キラ、争力司法才判所、管轄ニ属セシメテレタルカ如トテ
此、理由ニ出ツル者也、企業、買收又ハ商店等、場合ニ於ケル補
償金額セホ全ク之レト其、性質ヲ全シフ又ハモニニシテ差權解狀
ニヨリテモ其、當然司法才判所、管轄ニ属スルコトヲ惟則スルニ

トヲ得ヘシ、且フ裁ナ行政裁判所ハ全ク賠償ニ付キアヘ訴ヲ受理
セサルヲ以テ若シ上等カ民事裁判所、管轄ニ屬エストスレハ之ト
ニ于スル事ハ全ク才判上、保護ヲ欠キ其ノ價格ハ買收者、事断ニ
ヨリテ決スルコト、ナリ法律、精神、反スルコト疑フ容レナルヘ
シ。

(以下次巻)

14
3
652

終

